

横浜市のこれまでのみどりの取組及び 現行の横浜みどりアップ計画の振り返り について

環境創造局

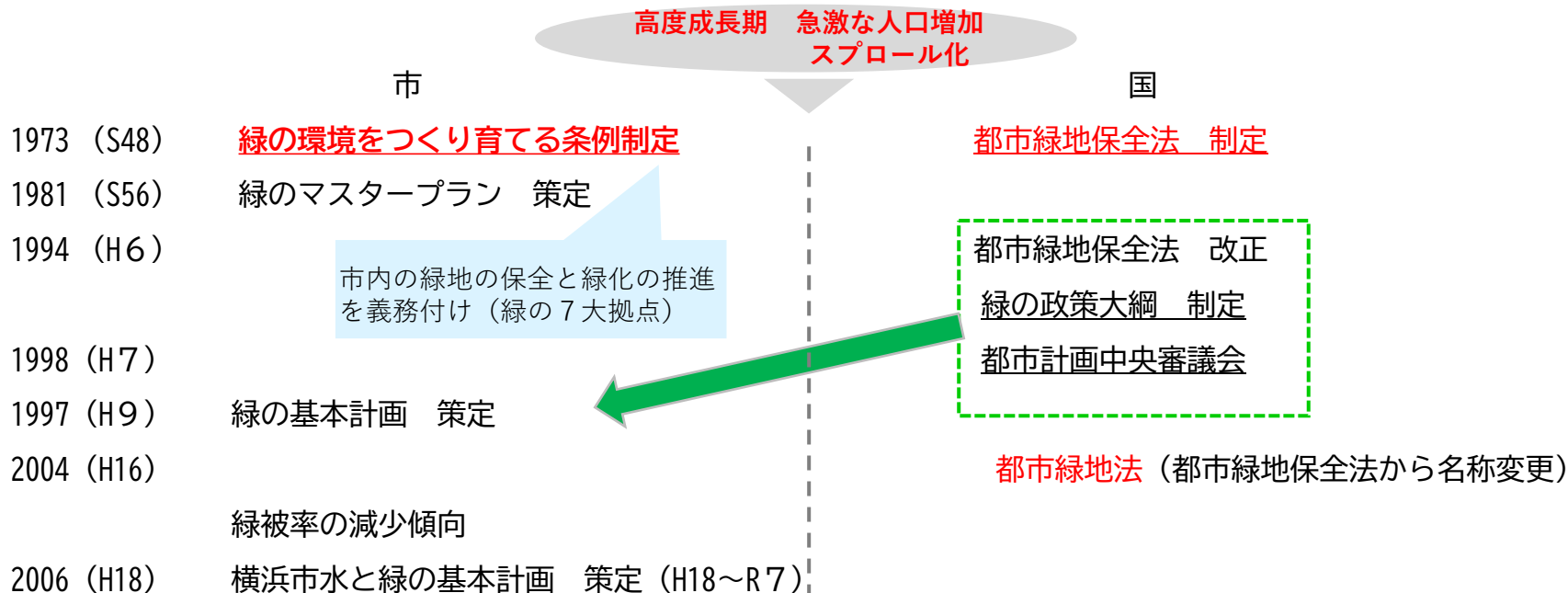
- ① 横浜市のこれまでのみどりの取組
- ② 現行の横浜みどりアップ計画の振り返り
～ 横浜みどり税充当事業を中心に ～

- ① 横浜市のこれまでのみどりの取組
- ② 現行の横浜みどりアップ計画の振り返り
～横浜みどり税充当事業を中心に

- 1 横浜みどりアップ計画以前の緑の取組（～H17）
- 2 横浜市水と緑の基本計画（H18～）
- 3 横浜みどりアップ計画（H18～）の概要
 - (1) 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（H21～25）
 - (2) 第2期 横浜みどりアップ計画（H26～30）
 - (3) 第3期 横浜みどりアップ計画（H31～R5）
 - (4) 樹林地保全の状況

1 横浜みどりアップ計画以前の緑の取組（～H17）

- 高度成長期の急速な人口増加に伴う宅地開発等により、**市内の緑被率は急速に減少**。
- 無秩序な開発による緑の減少を抑止するため、「**緑の環境をつくり育てる条例**」を制定。
- 当該条例をベースとしながら、緑の保全・創造に向けた行政計画を策定し、取組を進めてきた。



2 横浜市水と緑の基本計画（H18～）

- 都市緑地法第4条に基づく、本市の**水・緑環境の保全・創造、育成に関わる総合的な計画**。
- 横浜市基本構想（長期ビジョン）の分野別計画として、平成18年度に制定（計画期間 20年）。
- **長期目標（令和7年度）として、緑被率31%をさらに向上させることを設定**。

■ 横浜市水と緑の基本計画（H18～R7）の概要

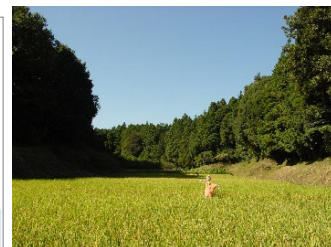
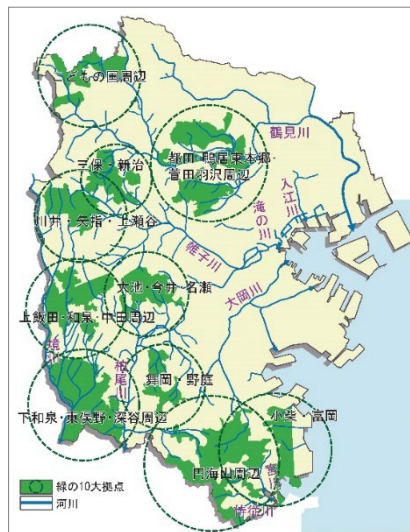
水と緑を一体的にとらえた総合的な計画で**都市緑地法に基づく法定計画**。
「**緑の10大拠点**」を優先的に**保全・活用**し、次世代に継承するとしている。

○ 緑の10大拠点

- ・ 市内の河川の源流・上流域から中流域にかけて残された樹林地・農地がまとまったエリア。
- ・ **谷戸の織り成す里山景観は横浜の特徴的な景観**だが、里山の多くは姿を消しており、現在は10大拠点内に残されている。
- ・ 市内に残る数少ない**里山は土地所有者や様々な市民活動によって支えられ、横浜の歴史と文化を伝える貴重な環境**になっている。

○ 平成28年の改定に伴う変更点

- ・ 社会状況や市民のライフスタイルの変化を踏まえ、**目標像を明確化**



谷戸と里山



緑あふれる河川の上流部

3 横浜みどりアップ計画（H18～）の概要

- 「**横浜市水と緑の基本計画**」の**重点的な取組**として位置づけられたもの。
- 横浜みどりアップ計画（平成18年12月制定）に対する環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」等を受け、平成21年に**財源確保策（横浜みどり税の導入）も含む「新規・拡充施策」を策定**。
- 緑の減少に歯止めをかけ、「みどり豊かな美しい街 横浜」を次世代に継承するための**5か年の計画**。
- 各期とも**3つの柱**（樹林地保全、農景観の保全や農体験の場の創出、市民が実感できる緑化の取組）で構成。

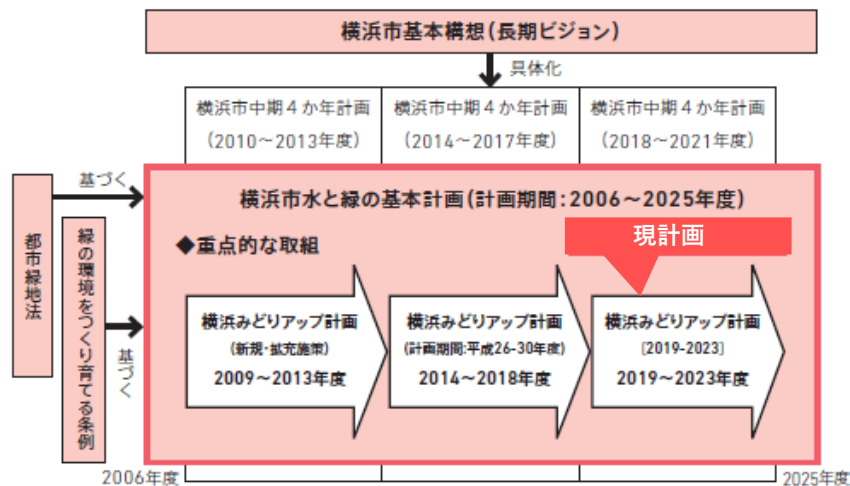
計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- 1 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- 2 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- 3 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

計画の位置付け



3-(1) 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（H21～25）

- みどり税を活用し、民有樹林地の保全を大幅に強化（制度指定の大幅な拡大、着実な買取り対応）
- 樹林地・農地・緑化の総合的な施策展開
- 総事業費 約597億円（うちみどり税 約122億円）

<柱1(樹林地)>

- 事業費 約484億
（みどり税 約82億：68%）
- 主な事業
 - ・ 緑地保全制度の指定拡大と市による買取り
（指定目標：1,119ha）
 - ・ 安全・明るい森づくり
（指定地や市有地の維持管理、市民協働による維持管理の推進）

<柱2(農)>

- 事業費 約57億
（みどり税 約15億：12%）
- 主な事業
 - ・ 収穫体験農園の開設支援事業
 - ・ 環境配慮型施設整備事業
（周辺環境配慮のための資機材等の導入支援）

<柱3(緑花)>

- 事業費 約56億
（みどり税 約24億：20%）
- 主な事業
 - ・ 地域緑のまちづくり事業
 - ・ いきいき街路樹事業

3-(2) 第2期 横浜みどりアップ計画 (H26~30)

- 引き続き計画の根幹は樹林地の保全（指定目標は1,119ha→500haに）
- 市街地における市民の「実感」につながる緑をつくる取組を拡充
- 市民に分かりやすく効果の高い取組とするため、事業を整理・見直し（42事業→14事業）
- 生業としての農業を支援する取組は計画外で実施
- 総事業費 約485億円（うちみどり税 約130億円）

<柱1(樹林地)>

- 事業費 約366億
（みどり税 約67億：52%）
- 事業のポイント
 - ・ 緑地保全制度の指定拡大と市による買取りを根幹（指定目標：500ha）
 - ・ 緑地保全制度による指定の推進策として、指定樹林地への維持管理支援を拡充

<柱2(農)>

- 事業費 約40億
（みどり税 約17億：13%）
- 事業のポイント
 - ・ 事業を整理、見直し、「良好な農景観の保全」、「農とふれあう場づくり」、「地産地消の推進」など市民が身近に農を感じる場づくりを重点的に展開

<柱3(緑花)>

- 事業費 約78億
（みどり税 約46億：36%）
- 事業のポイント
 - ・ 「公有地化によるシンボリックな緑の創出」や、「都心臨海部の緑花による賑わいづくり」など、市街地における市民の実感につながる取組を拡充

3-(3) 第3期 横浜みどりアップ計画 (H31~R5)

- 引き続き計画の根幹は樹林地の保全（指定目標は500ha→300haに）
- 全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承し、緑や花による魅力ある空間づくりを推進
- 総事業費 約502億円（うちみどり税 約136億円）

<柱1(樹林地)>

- 事業費 約367億
（みどり税 約72億：53%）
- 事業のポイント
 - ・ 緑地保全制度の指定拡大と市による買取りを根幹（指定目標：300ha）
 - ・ 樹林地所有者が持ち続けられるよう、負担軽減のための維持管理助成の拡充

<柱2(農)>

- 事業費 約41億
（みどり税 約13億：9%）
- 事業のポイント
 - ・ 基本的に第2期を継続

<柱3(緑花)>

- 事業費 約93億
（みどり税 約51億：38%）
- 事業のポイント
 - ・ 地域で愛されている並木の再生を新たに実施
 - ・ 全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承し、緑や花による魅力ある空間づくりを推進

3-(4) 樹林地保全の状況

- 保全対象のうち、約5割の樹林地を保全

保全対象の未指定民有樹林地の総量 (R1年度末時点)

保全対象となる樹林地 2,883 ha
(R1年度末時点)



保全済み
1,489 ha
(52%)

未指定の民有樹林地
1,394 ha

- ① 横浜市のこれまでのみどりの取組
- ② 現行の横浜みどりアップ計画の振り返り
～ 横浜みどり税充当事業を中心に ～

1 柱1の具体的取組

- (1) 緑地保全制度の概要
- (2) 緑地保全制度の指定の実績
- (3) 指定対象樹林地の小規模化
- (4) 樹林地の土地利用転換の状況
- (5) 土地利用転換の具体例
- (6) 市による樹林地買取りの面積の推移
- (7) 市による樹林地買取りの事業費の推移
- (8) 他の政令指定都市との比較
- (9) 樹林地の減少傾向の緩和
- (10) 維持管理助成の実績と助成内容

2 柱2の具体的取組

- (1) 水田の保全
- (2) 農のふれあい体験の場としての農園の開設

3 柱3の具体的取組

- (1) 地域緑のまちづくり
- (2) 並木・街路樹の再生
- (3) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

第3期横浜みどりアップ計画の全体像

○ 第3期横浜みどりアップ計画の体系

計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む



施策1
樹林地の確実な保全の推進

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

施策2
良好な森を育成する取組の推進

事業② 良好な森の育成

事業③ 森を育む人材の育成

施策3
森と市民とをつなげる取組の推進

事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり

計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる



施策1
農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

事業② 農とふれあう場づくり

施策2
地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる



施策1
市民が実感できる緑をつくり、
育む取組の推進

事業① まちなかでの緑の創出・育成

施策2
緑や花に親しむ取組の推進

事業② 市民や企業と連携した緑のまちづくり

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

効果的な広報の展開



事業① 市民の理解を広げる広報の展開

1-(1) 緑地保全制度の概要

- 法律に基づく保全制度のほか、本市独自の条例による制度も活用して緑地保全を推進
- 原則として土地所有者の方に持ち続けていただくことによる樹林地の保全を目指す
- 土地所有者が樹林地を持ち続けられるよう、緑地保全制度による指定地に対して**維持管理支援**を実施
- **特別緑地保全地区等**については、**相続などの不測の事態等**が発生した場合の**買入れ申し出に着実に対応**

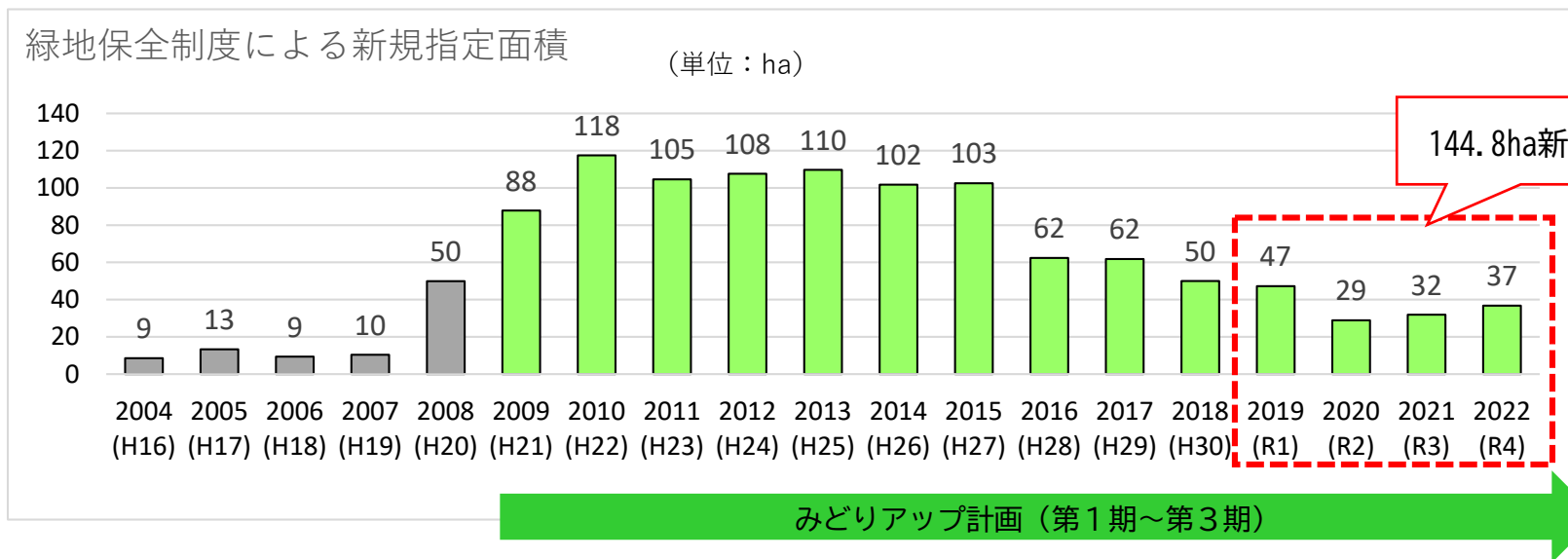
■ 緑地保全制度 一覧

制度	都市緑地法	緑の環境をつくり育てる条例		
	特別緑地保全地区	市民の森	源流の森保存地区	緑地保存地区
概要	まとまりのある貴重な緑地を都市計画により永続的に保全する制度	市民の憩いの場として緑を守り育て、利用させていただく制度	市街化調整区域の良好な樹林地を保全する制度	市街化区域の身近な樹林地を保全する制度
指定対象	風致景観に優れているなどの指定要件を満たす、概ね1,000㎡以上の一団の良好な自然的環境を形成する緑地	概ね2 ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	1,000㎡以上の樹冠に覆われている一団の樹林地	500㎡以上の樹冠に覆われている一団の樹林地
優遇措置	①固定資産税評価額が最大1 / 2 ②相続税及び譲与税評価額8割減（山林及び原野） ③相続税の延納利子税の利率の引下げ ④譲渡所得2,000万円までの控除	①固定資産税・都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金を交付 ③契約更新時に継続一時金を交付	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金を交付	①固定資産税・都市計画税の減免 ②契約更新時に継続一時金を交付
管理支援	維持管理助成	散策路・広場は市が対応し、清掃や巡視は市民の森愛護会	維持管理助成	維持管理助成
買取対応	有	有	無	無

1-(2) 緑地保全制度による指定の実績

- 第3期は、**4か年で144.8ha**を新規指定
- 第1期は527.2ha（目標1,119ha）、第2期は378.4ha（目標500ha）を指定（14か年合計：1,050.4ha）
- 横浜みどりアップ計画前と比べ、**3倍以上のスピードで樹林地の指定が進んでいる**

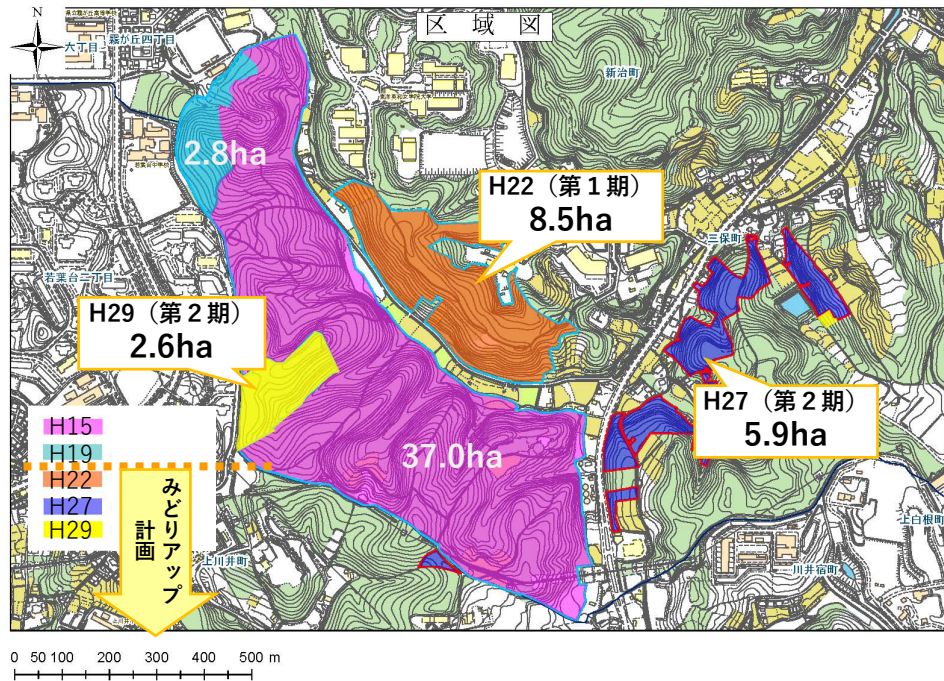
■ 緑地保全制度による新規指定面積の推移



1-(3) 指定対象樹林地の小規模化

- これまでの指定推進により大規模な未指定樹林地は減少しており、1か所あたりの指定面積は小規模化
- 緑の10大拠点内の樹林地や、市街化区域内の身近なまとまりのある樹林地の指定を重点的に推進
- 制度指定によらず保全したい方も一定数存在するなど、樹林地所有者の意向は様々であり、所有者ごとのより一層の丁寧な対応が必要となっている

■ 指定推進の状況



■ 樹林地所有者の声

指定を希望する方の声

- 先祖から受け継いだ樹林地を残したいと思っているが、将来の相続税の支払いに不安がある
- 樹林地の管理に困っているが、支援制度はないか

指定を希望しない方の声

- 樹林地を残すつもりはあるが、土地の利用に制限がかかるのは困る
- 親族の同意がないと決められない

その他

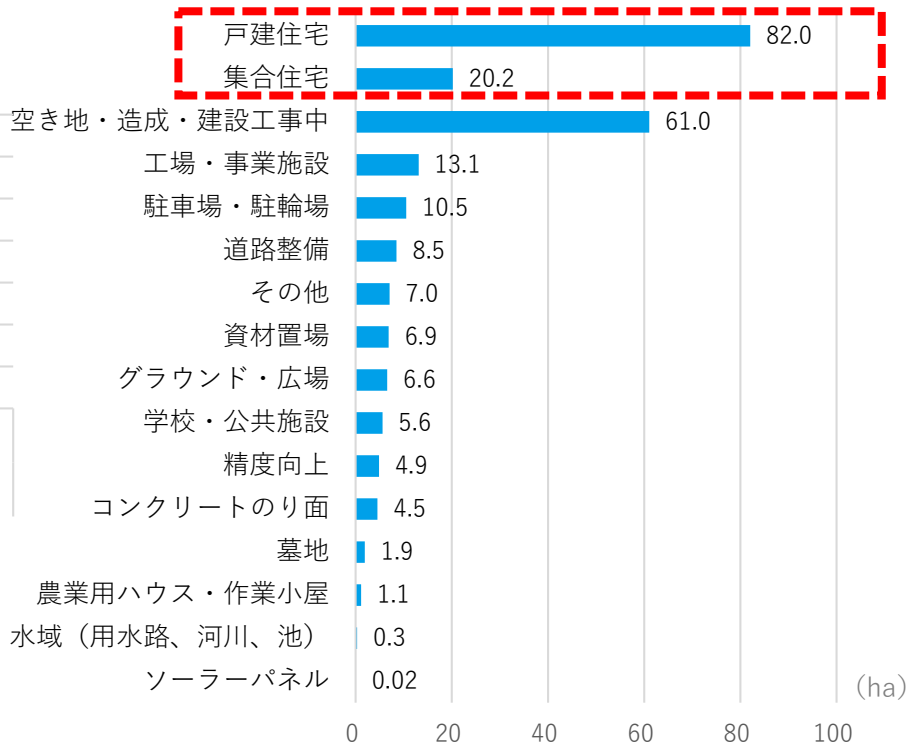
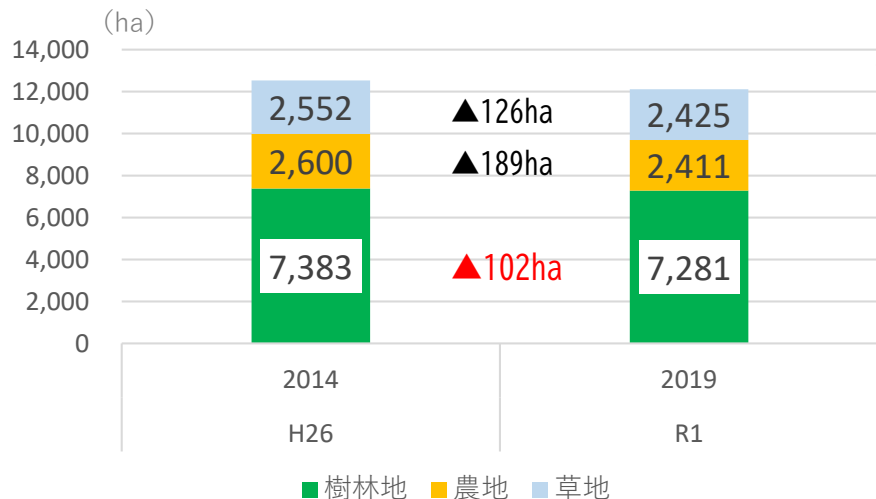
- 隣接地権者の境界同意が得られない

1-(4) 樹林地の土地利用転換の状況

○ 樹林地の減少傾向は緩やかになりつつあるものの、宅地造成等、依然として土地利用の転換による市内の緑の減少は続いている

■ 横浜市緑被率調査（2019年度）結果

< 樹林地の減少要因 >



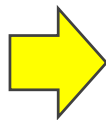
1-(5) 土地利用転換の具体例

- 宅地開発による樹林地の減少が引き続き生じている。
- 相続等の不測の事態が発生した際の買取りや、税の負担軽減、樹林地の維持管理助成を受けられる緑地保全制度を活用することで、樹林地の減少を食い止める取組が引き続き必要。

■ 樹林地が他の用途に転換された事例 ① 宅地に転換



2014 (H26)



2019 (R1)

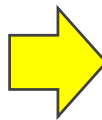
1-(5) 土地利用転換の具体例

○ 宅地開発だけでなく、資材置き場への転換等によっても樹林地の減少が生じている。

■ 樹林地が他の用途に転換された事例② 資材置き場に転換



2014 (H26)

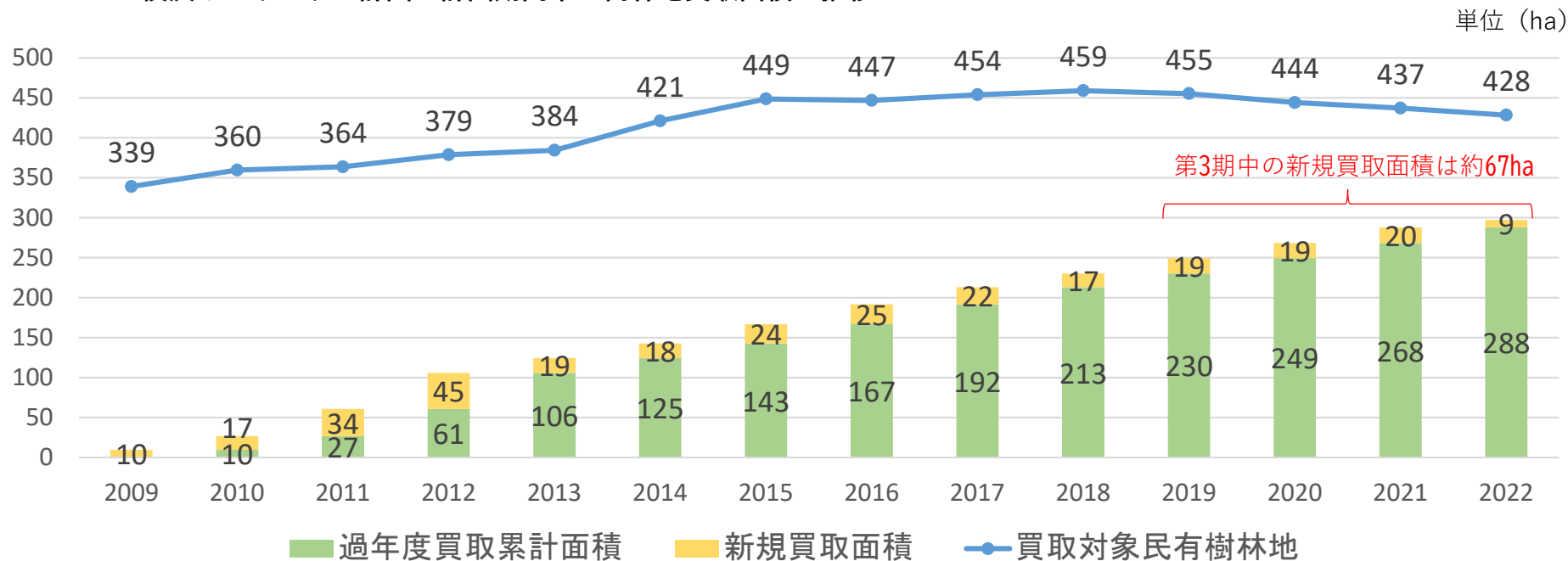


2019 (R1)

1-(6) 市による樹林地買取りの面積の推移

- 毎年度、約20ha程度の樹林地について買入れ申し出に対応（14か年合計：約297ha）
- 「買取りが発生する可能性のある緑地保全制度に指定した私有樹林地」の総量に対して約4.5%程度の買入れ申し出が毎年発生している

■ 横浜みどりアップ計画の計画期間中の樹林地買取り面積の推移

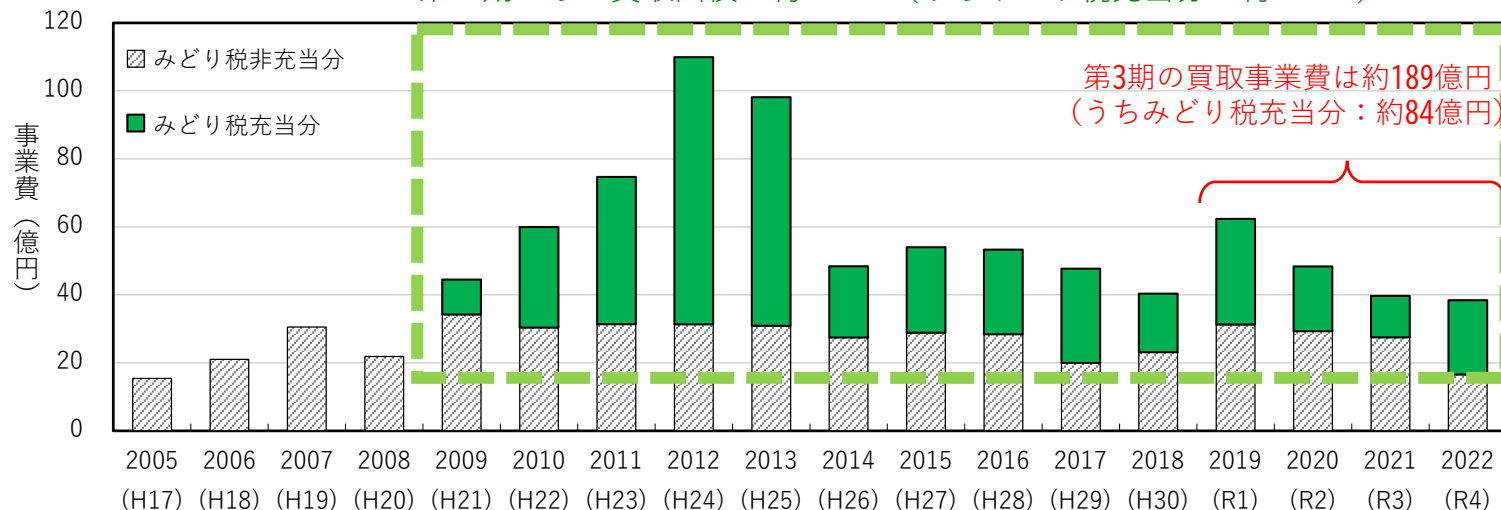


1-(7) 市による樹林地買取の事業費の推移

○ みどり税を活用し安定的な財源を確保していることで、樹林地の買入れ申出に着実に対応

■ 樹林地買取り事業費の推移（14年間）

第1期からの買取事業費の累計：約820億円（うちみどり税充当分 430億円）
第1期からの買取面積：約297ha（うちみどり税充当分：約140ha）



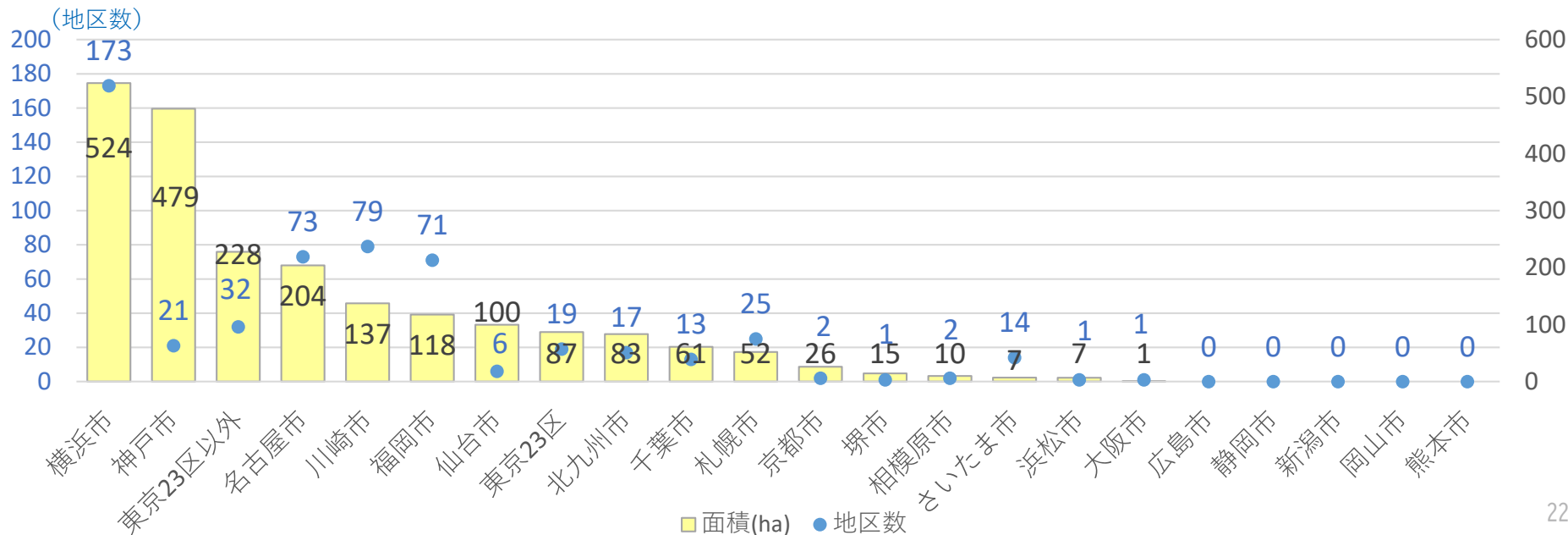
みどりアップ計画

1-(8) 他の政令指定都市との比較

- 特別緑地保全地区の指定面積及び指定地区数は、他の政令指定都市等と比較して横浜市が最多
- みどり税という安定的な財源があることで、緑地として永年保全可能な特別緑地保全地区の指定を積極的に推進することができている

■ 特別緑地保全地区の指定面積と指定地区数の比較（政令指定都市及び東京都）（2021年度末時点）

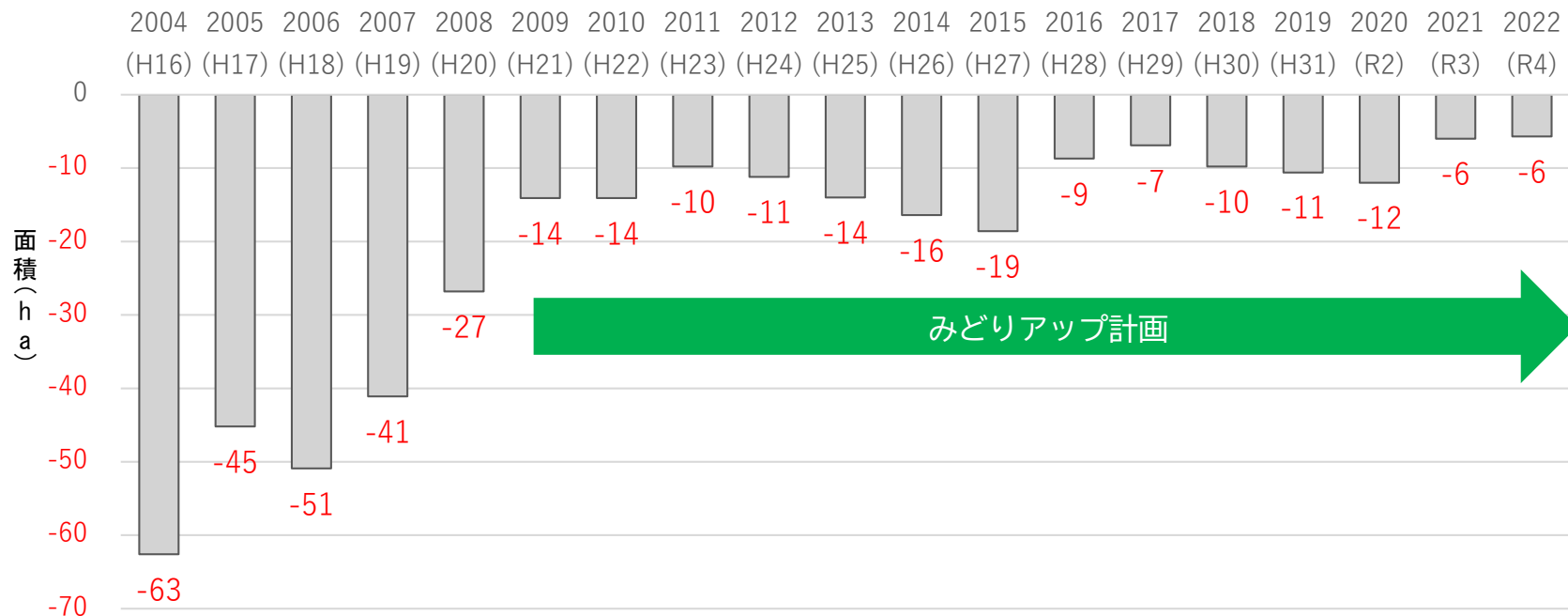
(ha)



1-(9) 樹林地の減少傾向の鈍化

○ みどりアップ計画前の減少量に比して、減少幅が鈍化している

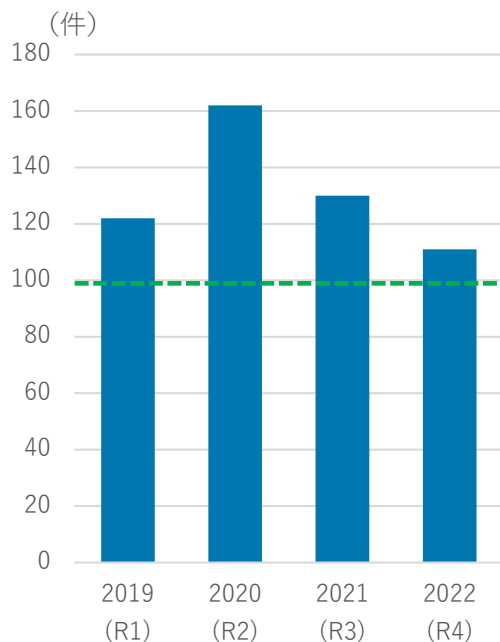
■ 課税地目山林面積の減少量の推移



1-(10) 維持管理助成の実績

○ みどり税を活用し、第3期の目標件数（100件／年）を超えた申請にも着実に対応

■ 維持管理助成 実績



○ 指定した樹林地における維持管理の支援の概要

緑地保全制度により指定した樹林地の管理作業にかかる費用の一部を助成

助成対象

危険・障害樹木等の伐採・剪定、草刈り、不法投棄防止のためのフェンス設置、簡易土留めの設置

助成金額

上限50万円までは、対象となる経費の全額助成
事業費用が50万円を超えた場合は、50万円を超えた分のうち、その半額の助成

申請回数

樹木管理、草刈りともに3年毎に申請可能
簡易土留、フェンスについては1回のみ



作業前

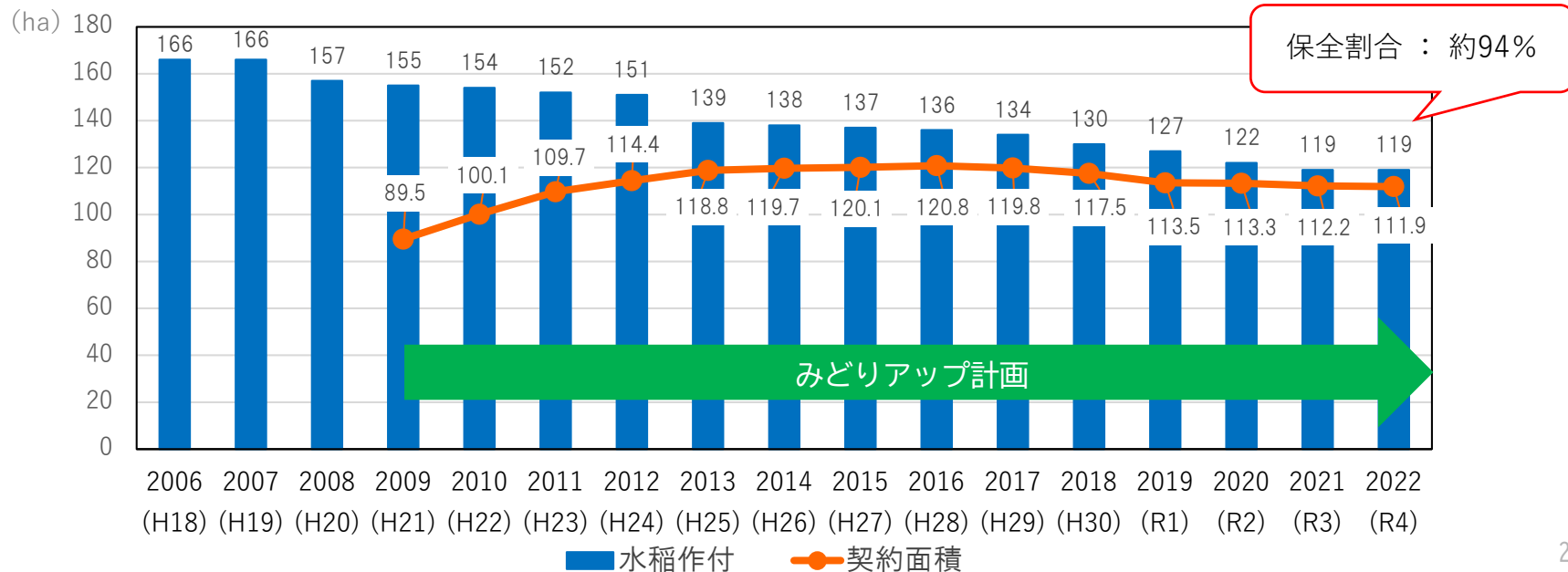


作業後

2-(1) 水田の保全 数値

- 市内の水田面積全体の約9割に対して保全奨励を実施（水田保全契約を締結）
- 水田の減少の抑制に一定の効果を発揮

■ 水田の推移

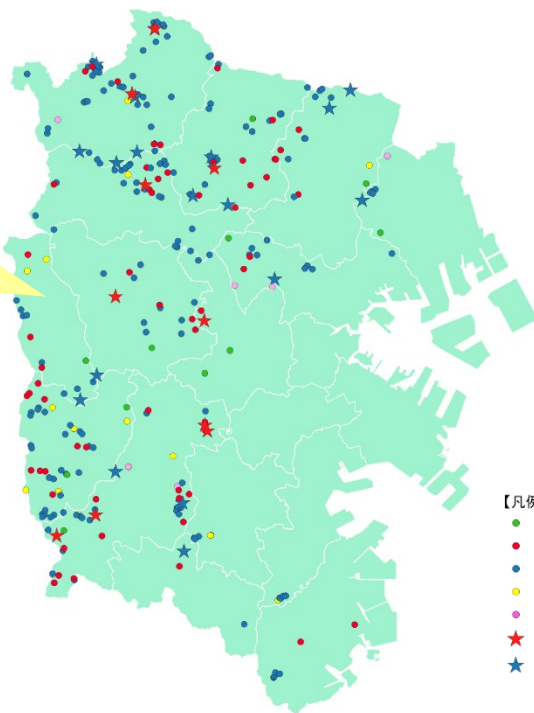


2-(2) 農のふれあい体験の場としての農園の開設

- 農園の開設支援や農園付公園の整備が進み、市民が農にふれあい、楽しむ場が増加
- 緑の保全・創造の重要性を市民に意識してもらうために、有効な取組となっている
- 第3期においては、77か所の農園が新規開設された

市民農園等 465か所

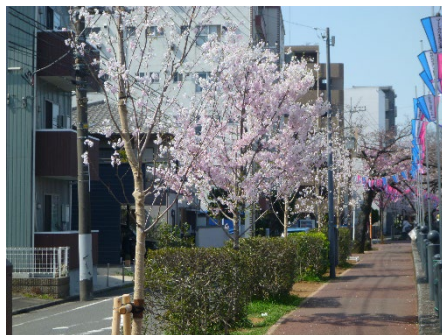
- ・ 計画開始前に開設：148か所
 - ・ 計画開始後に開設：314か所
 - ・ 整備中の農園付公園：3か所
- (2023年3月時点)



- 【凡例】
- 農園付公園
 - 収穫体験農園
 - 認定市民菜園
 - 環境学習農園
 - 栽培収穫体験ファーム
 - ★ R4収穫体験農園
 - ★ R4認定市民菜園

3-(1) 並木・街路樹の再生

- 第3期から駅周辺や区の代表的な路線などを対象に、老木化した桜並木など地域で愛されている並木を再生することにより、街路樹による良好な景観づくりを推進
- 現時点で、9路線（7路線完了、2路線整備中）＜目標 10路線＞

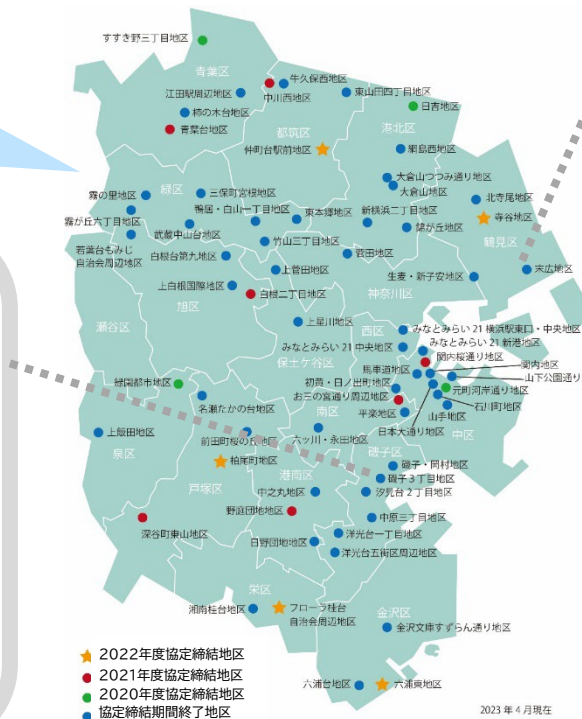


路線名	区名	状況
本牧通り	中	完了
本牧桜道	中	完了
谷戸坂	中	完了
大岡川プロムナード	南	整備中
港南桜道	港南	完了
月見台	保土ケ谷	完了
環状4号線	緑	整備中
あざみ野中学校通り	青葉	完了
たまプラーザ駅周辺	青葉	完了

3-(2) 地域緑のまちづくり

- 緑化計画づくりから継続的な活動まで、地域の緑化活動を支援することで、様々な場所でその地域にふさわしい緑や花のまちづくりが進むとともに、緑をテーマとした地域コミュニティ活動をする地区が増加
- 第3期においても、新たに20地区と協定を締結

計画開始後 67地区
(2023年3月時点)



3-(3) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

- 街なかの緑や花は、美しく潤いのある景観を形成するとともに街の魅力や賑わいづくりにも貢献
- 取組が花や緑への関心を高めるきっかけとなっている

■ ガーデンネックレス横浜2022 アンケート結果

<設問> 花・緑への関心を教えてください

選択項目	数	割合
以前から関心があったが、ガーデンネックレスの会場をみて <u>更に高まった</u>	1,332	52.2%
以前は関心がなかったが、ガーデンネックレスの会場をみて <u>関心が高まった</u>	923	36.2%

(N=2,551)



参考資料

1 平成25年度横浜市税制調査会答申の概要（1）

平成25年度横浜市税制調査会答申の概要

第1章 課税自主権の理論と大都市税制

第1 課税自主権活用上の考え方について

横浜市では、これまで、勝馬投票券発売税、横浜みどり税、新築された省エネルギー対策住宅に係る都市計画税の減額、企業立地促進税制など、個別の政策課題ごとに課税自主権の活用を検討してきた。そこで、横浜市税制調査会の設置に伴い、**税制の活用**の問題点や考え方等について、これまでの具体的な議論も踏まえた上で、改めて課税自主権の活用上の考え方として再整理・再確認を行うこととした。

課税自主権活用上の考え方	特定施策を実施するための財源確保	特定施策の誘導(インセンティブ)
課税自主権活用の目的	(単なる財源不足に対する財源確保は、課税自主権の活用ではなく、地方交付税等の財政調整制度や国の税務移譲等で対応すべきである)	
課税自主権活用の手法	「税の重課」 ・既存課税税目の超過課税 ・法定外税の創設	「税の重課」 ・既存課税税目の超過課税 ・法定外税の創設 「税の軽減」 ・課税免除 ・不均一課税等
具体例	・横浜みどり税条例(市民税均等割超過課税) ・法人市民税の超過課税	・横浜みどり税条例(固定資産税等軽減) ・企業立地促進条例に基づく不均一課税 ・新築省エネルギー対策住宅等に係る都市計画税の減額
具体的活用にあたっての留意事項	○ 施策の重要性 税は、政策目的の実現のための財源確保手段の一つ。施策の重要性や施策の目的・内容が明確でなければ、税の議論に入れない。 ○ 財政状況の説明・行財政改革の取組 新たな市民負担を求めるには、財政状況と行財政改革等に対する理解と納得が欠かせない。 ○ 受益と負担の関係性 特定施策実施の財源確保には、当該施策への関連性に応じて負担を求めることが合理的である。 ○ あらゆる活用方策(選択税)の検討 最初から特定の手法に絞らずに、すべての手法を検討し、市民にとって最も適切な方策を選択する必要がある。 ○ 施策等の市民説明 対象となる施策の目的、理由、必要性等について十分な説明と、理解を得る必要がある。 ○ 時間的手法の必要性 一定の期限を定めて課税を行う。定期的に検証を行い、見直しや継続の判断を行う。 ○ 使途の明確化の必要性 新たな課税を既存の課税と分け、使途を明確にする仕組みが重要である。 ○ 市民参画の必要性 施策の実施、効果検証、施策の普及等についても、市民参画の仕組みを作ることが重要である。 ○ 徴収コスト 課税を得るためのコストと、それにより得られる課税とのバランスを考えなければならない。 ○ その他 納税義務者や徴収方法の選定は、公平性や受益と負担の観点から十分な検討を行う必要がある。	○ 手段の適切性の視点 税制手法を活用するにあたっては、補助金を含むその他の有効な手法について幅広い検討を行い、その検討の結果、税制措置を講ずることが効果的であると判断できる場合のみ活用していくべき。 ○ 効果の視点 当該軽減措置を講ずることによって、特定施策の目的が達成されるかどうかを見込むとともに、その効果を検証する必要がある。 ○ 財政上の視点 税の軽減は、地方自治体の財政上支障のない範囲において講じられるべき。施策誘導的に税制を活用することは、基本的には税の創設的な役割であるため、軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。 ○ 負担の公平性の視点 軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的(公益)を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければならない。 ○ 税の重課における置置事項 特定施策を実施するための財源確保における留意事項も併せておくべき。

第2 住民自治の確立に向けた地方税制制度改革に対する横浜市の考え方について

国の「地域の自主性・自立性を高める地方税制制度改革案」がまとめた地方税制制度改革の考え方(平成24年11月)に対して、横浜市がこれまで課税自主権を活用してきた又は今後活用していく立場から、横浜市税制調査会としての考え方を示すこととした。

○ 法定外税の新設・変更への国の関与に対する考え方

- ・法定外税の新設又は変更における総務大臣の同意要件の見直しに当たっては、地方分権の立場を重視し、見直すべき。

※ 総務大臣の同意要件

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体内における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②に掲げる者を除く外、国の経済政策に照らして適当でないこと

○ 税率についての課税自主権の拡大について

- ・制限税率(本市:法人市民税・軽自動車税・都市計画税)は、基本的に不要である。
- ・標準税率は、地方交付税による財政調整を行う限り、概念を無くすことはできない。

○ 地方消費税の賦課徴収に係る地方団体側の役割の拡大

市町村も含めた地方団体は、納税相談を行う收受等の取組を進め、将来的には、地方団体に対する申告書提出の制度化をも目指すということであるが、課税団体である消費課はもとより、**課税団体でない市町村に対してこうしたことを求めるという国の方針は課題が多い**。市町村にも課税権や収入権を与え、交付金ではなく課税と配分を受けられるようにするのが先決である。

第3 大都市の特例税制に関する検討

指定都市は、事務配分の特例により道府県から事務・権限が移譲されているにも関わらず、必要な財源について税制上の措置が不十分であるという課題認識を持っている。この対応策として、課税自主権を活用し、例として、個人市民税の超過課税し、個人県民税の不均一課税を併せて行う方法を考えていることとし、こうした課税自主権の活用は、現行法において可能かどうかについて検討した。

- 現行法においては、税源移譲の対応策として課税自主権を活用し、地域限定で不均一課税を行うことについては、不均一課税の立法趣旨から考えると、法に定める「公益上その他の事由」には当てはまらず困難と考える。
- 横浜市税制調査会としては、**税源移譲により対応することを基本**とし、県と指定都市は、地方分権の精神を踏まえて、真剣に議論をすべきであるということに尽きる。また、**国は、地方税法の改正など、必要な部分に積極的に関与すべきである**と考える。

2 平成25年度横浜市税制調査会答申の概要（2）

第2章 課税自主権の行使 ～環境・防災の減額措置と横浜みどり税～

第1 環境・防災関連施策促進のための課税自主権活用策の中間的な検討・検証

平成25年度から導入された、環境・防災関連施策促進のための都市計画税の減額制度について、課税自主権が活用されている事例であることから、中間的に検討・検証を行うこととした。

新築省エネ対策住宅に係る都市計画税の減額措置	導入初年度であり、インセンティブ効果を判断することは難しいが、地球温暖化対策に一定の寄与を果たしている。今後もインセンティブ効果を発揮していくことが期待される。
熱損失防止改修住宅及び耐震基準適合住宅に係る都市計画税の減額措置	導入初年度であり、インセンティブ効果を判断することは難しいが、今後の実績値の推移を見ながら、適宜判断していきたい。

第2 横浜みどり税条例に基づく緑の保全・創造に資する施策に係る課税自主権の活用に関する事項について

課税自主権活用の前向き事項である。施策の重要性の検証と財政状況・行政改革の取組に係る評価・検証を行った後、横浜みどり税条例に基づく税制の検証を行った。

課税自主権活用の前向き事項に係る検証		
施策の重要性(横浜みどりアップ計画)		財政状況の説明・行政改革等の取組
「森林地を守る」施策	横浜みどり税が、相続等の不測の事態が発生した際の買取りのための財源として大きな役割を果たすとともに、このことが特別緑地保全地区等の指定に際して土地所有者の安心感につながる。計画前よりも指定が進んだことは、大きく評価。緑の量を維持するために取組の継続が必要。	横浜市は、依然として厳しい状況であるが、財政規律を重視した市債発行に努めている。
「農地を守る」施策	横浜みどり税は、水田の保全、収獲体験農園の開設などに充当され、相応の実績を上げていくものと評価。	市全体で行政内部経費の徹底した見直しに取り組んでいる。
「緑をつくる」施策	地域ぐるみで緑化を進める取組である。地域の緑のまもり事業において、地域にふさわしい緑化計画の策定や民有地の緑化の実績は、みどり税充当事業としてふさわしいものであったと評価。	

横浜みどり税条例に係る税制の検証	
課税手法	横浜みどりアップ計画の事業・取組の実施による受益は、実際に、広く個人・法人に及んでいることから、市民税(個人・法人)均等割の超過課税という課税手法を採用したことは、妥当である。
課税期間	定期的な事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的であり、課税期間として妥当である。
納税義務者	・法人に課税することについては、当然のこと、個人との兼ね合いからも当然無関係。 ・緑の保全・創造はすべての市民・法人に広く及んでいることから、欠損法人の課税免除措置は、望ましいとはいえない。やむを得ず特例を設ける場合であっても、適切に判断すべき。 ・渡途については、主として、①樹林地・農地の確実な担保(公有地化)、②身近な緑化の推進、③維持管理の充実によるみどりの質の向上、④ボランティアなど市民参加の促進につながる事業の4点に整理されており、この趣意に沿って事業が実施され、事業結果として成果があったものと評価。 ・都心臨海部や緑の少ない地域の緑化の取組を充実させることも必要。 ・特別緑地保全地区等の指定拡大に伴って、維持管理費用の支援を充実させる必要が生じることが、維持管理の支援が、指定の推進につながっていることに留意する必要がある。
使途	5年間で実施されてきた事業は全体としては着実な成果が認められるなど、税率の水準は妥当であったと評価することができる。
税率	
固定資産税等	・固定資産税等の軽減措置は、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして、一定の成果は出ており、これらの制度を導入した成果はあったと考える。
市民参加	・横浜みどりアップ計画市民推進会議は市民の立場からチェックを行うことに加え、緑の保全・創造による受益をうける市民が携わる仕組みであると評価できる。

第3 平成26年度以降の緑の取組における横浜みどり税の取扱いについて

26年度以降の横浜みどり税の取扱いについては、まず、課税自主権活用の前提条件を検証した。

課税自主権活用の前提事項の整理	
施策の重要性	財政状況の説明・行政改革等の取組
・横浜市が取りよめようとした緑の取組(案)は、これまでの取組の成果や課題等を踏まえて計画されており、全体として十分合理性が認められる。	・業務経費の自然増が見込まれる中、横浜市の財政状況は、依然として厳しい状況にある。 ・全職員に対して、絶えず主体的な業務改善に取り組むよう求めていることや、外部団体に対する財政支援の縮小することなど、市全体で行政内部経費の徹底した見直しに取り組んでいる。



前提事項を満たすことを確認した後、横浜みどり税の継続の方向性が示され、具体的な税制案の検討を行った。

横浜みどり税条例における税制案の検討	
課税手法	・26年度以降も緑の取組を実施するためには、標準的税負担による行政需要を超える水準のコストを要するとともに、緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及ぶから、市民税(個人・法人)均等割の超過課税を採用すべきと考える。
課税期間	・引き続き5年間という課税期間で妥当と考える。 ・課税期間が終了しても、基金に充てられた額は、引き続き樹林地買取のための財源として機能する必要があり、課税期間と基金存続期間は一致し、 ・市民税(個人・法人)均等割への超過課税によって、多くの市民(個人・法人)に広く薄く負担を求める方法によることのみをふまえるものである。
納税義務者	・緑の保全・創造はすべての市民・法人に広く及んでいることから、欠損法人の課税免除措置は、望ましいとはいえないが、特例措置を設ける場合は、政策目標と効果を明らかにし、横浜市と市会で熟慮した上で決定すべき。 ・基本的には現行の4点の整理で妥当と考える。 ・横浜みどり税の使途の根幹は、特別緑地保全地区に指定した樹林地の買取(公有地化等)であるが、指定の拡大に伴い維持管理の重要性が増すことと、維持管理の支援が、緑地保全制度による指定等、緑の現実な担保につながっていることを留意する必要がある。 ・都心部や緑の少ない地域の緑の創出に対して使途を拡充することも必要。 ・これからの緑の取組「平成26～30年度」(案)のうち、横浜みどり税を充当することが適切な事業を抽出し、さらに国費・市債・既存の一般財源の充当を除いた結果、横浜みどり税による必要財源額は約130億円となった。仮に、これらの全てを市民税(個人・法人)均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の負担額は、概ね900円程度、法人は規模等に応じた均等割額の9%程度(4,500円～270,000円)になると試算。 ・ただし、具体的な税率は、横浜市と市会において協議した上で設定されるべきもの。その際には、これからの緑の取組(案)における横浜みどり税の充当の考え方等について市民の理解を得ることが重要。
使途	
税率	
固定資産税等	・固定資産税等の軽減措置は、インセンティブとして一定の成果は出ているとともに、横浜みどり税の創設と税負担の軽減による誘導策をセットでの実施が妥当と整理され、当該軽減措置が導入された経緯もあることから、26年度以降も引き続き実施することが妥当と考える。
市民参加	・横浜みどりアップ計画市民推進会議は有効に機能しているものと評価できるものであり、引き続き、設置が必須と考える。

3 平成30年度横浜市税制調査会答申の概要

「平成30年度横浜市税制調査会答申-平成31年度以降の横浜みどり税-」の概要

第1章 現行の取組(第2期横浜みどり税)の検証

第2期横浜みどり税の検証が、全てゼロベースで検証し直すことにした。そして、横浜みどりアップ計画の成果や、財政及び行財政改革等の取組状況について、点検と実績評価を行った。その結果、第2期横浜みどり税は、課税の根拠及び税制について適正であったと結論付ける。

施策の成果(横浜みどりアップ計画)	
取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	<ul style="list-style-type: none">緑地保全制度による新規指定等の面積は、この計画期間のうち4か年で328.4haであり、確実に指定面積が増加している。横浜みどりアップ計画が開始された平成21年度以降、課税地目山林面積の減少が顕化している。横浜みどり税の導入により、不測の事態等による買取り希望に対して確実に対応してもらえる安心感などを背景に、樹林地の指定促進が着実に進んでいる。
取組の柱2 市民が身近に憩いを感じる場をつくる	<ul style="list-style-type: none">市内の水田の9割にあたる119.8haを保全することができた。収穫体験農園・農園付公園についても着実に整備が進んでいる。
取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる	<ul style="list-style-type: none">地域が主体となって、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、実行する取組が市内の42地区で実施されている。
財政及び行財政改革等の取組状況	
<ul style="list-style-type: none">横浜市の財政状況は、市税収入がもつてのよう伸びを確保することが難しい状況が続いているが、財政の健全性を維持し、持続可能な財政運営の推進に取り組んでいる。厳しい財政状況を踏まえ、事業評価を踏まえた事務事業の見直しに取り組んでいる。	

第2章 第3期横浜みどり税の継続の是非

次期横浜みどりアップ計画の詳細な内容と今後の行財政改革等の取組の方向性についての確認を行い、施策の重要性・必要性、超過課税による財源の確保が必要であることを確認した。第3期横浜みどり税について、具体的な税制の検討を行った結果、現行の形を継続することが適当であると判断した。

施策の重要性	今後の行財政改革等の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">横浜市は、依然として高い開発圧力にさらされており、樹林地の減少が止むめやかなるために、引き続き樹林地の指定、買取に取り組む必要がある。水田の保全や農園付公園等の整備についても継続することが妥当である。街路樹を再生し、街路樹による良好な景観づくりを目指す取組は、実施すべきである。	<ul style="list-style-type: none">今後、市税収入の増加を上回る社会保障経費の増加が見込まれ、財政運営において一層厳しさが増すことが見込まれる。徹底した事業見直しや内部管理業務の事務の効率化など「不断の行政改革」を行うとともに、データやICTを活用した効率的効果的な行政運営を推進する。
横浜みどり税条例における税制効果	
横浜みどり税 課税手法	<ul style="list-style-type: none">緑の保全・創出による受益は、市民である個人・法人に広く及ぶため、引き続き、市民税(個人・法人)均等割の超過課税を採用すべき。
課税期間	<ul style="list-style-type: none">次期横浜みどりアップ計画の計画期間と同じ5年間という期間設定で適当。
税率	<ul style="list-style-type: none">次期横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の必要財源額が約136億円と試算した。全てを市民税(個人・法人)均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額(4,500円～270,000円)になると試算。
固定資産税等の軽減	<ul style="list-style-type: none">市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして一定の成果は出しており、緑地や農地の維持管理負担を引き続き軽減することが適当。
市民参画	<ul style="list-style-type: none">超過課税の便益について、公募市民を含めた意見が市民の立場でしっかりとチェックを行っているなど、期待された通りの成果を収めており、引き続き設置が必須。

第3章 国税・森林環境税の問題点と横浜みどり税との関係

○ 国税・森林環境税の概要(平成30年度与党税制改正大綱:平成29年12月14日)

1. 国税・森林環境税の創設	2. 森林環境税と税の創設
目的 パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要となる財源を安定的に確保する観点から、国内に住所を有する個人に対して課する国税	課税と税額 国税・森林環境税の収入額(金額)に相当する額 課税と団体 市町村及び都道府県【平成31年度から課税】 用途 (市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
納税義務者等 課する国税 市民	課税と基準 (市町村) 総額の9割に相当する額を私有人工林面積(5/10)、林業従業者数(2/10)、人口(3/10)で按分
税率 1,000円(年額)	
賦課徴収 市町村が個人住民税と併せて賦課徴収【平成35年度から課税】	

○ 国税・森林環境税の問題点

賦課徴収の問題点	<ul style="list-style-type: none">国税であるにもかかわらず賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行い、都道府県を經由して全額を国に払い込む差別的な制度となっている。
応益性を課税根拠とすることの問題点	<ul style="list-style-type: none">森林環境税は、納税義務者に一律に定額を課す税であり、応益的である。地方税であれば、「応益性」^{※1}と「負担分任」^{※2}という考えは適正な理論であるが、国税においては認められない^{※3}。地方税法の規定は、非課税の基準及び減免の基準について、自治体間で一律の規定になっていない。そのため、国税・森林環境税を市町村が賦課徴収することであれば、国税であるにもかかわらず、自治体間で非課税・減免の基準が異なることになる。国税において、居住する自治体によって納税者に不公平が生じはならないことである。※1 応益性:自治体サービスからの受益に応じて税を負担する考え方。※2 負担分任:地域的に限定された自治体の活動経費はできるだけ住民が替で出し合うという考え方。※3 一般的に国税は、応益負担(負担する能力のあるものが負担する)が原則であると言われる。
課税の目的・理由が曖昧であるという問題点	<ul style="list-style-type: none">森林環境税の配分基準では、「人口基準」も採用されているために、大都市ほどより多く配分されることになる。大都市には、整備すべき森林が存在することは想定できないため、課税の目的が配分基準との関係性から曖昧になっている。

○ 横浜みどり税との関係及び森林環境税と税の便益

- 総務省の「森林取組対策税制に関する検討会」の報告書によると、国税・森林環境税の目的は、林業経営の成り立たない森林の整備である。横浜みどり税の目的である都市部の樹林地の保全・都市緑化の推進とは全く関わりを持たず、両者は無関係である。
- 森林環境譲与税の横浜市への課税額は、31年度は1.4億円で、平年度化する45年度は4.8億円と試算される。
- 横浜市における森林環境譲与税の便益について、国税・森林環境税の本来的目的は、経済・商業ベースで林業が成り立たない森林を、市町村が介入して整備することであり、この目的に適合する森林環境譲与税の便益は、整備されにくい森林の整備に努める中山間地自治体の事業を支援することである。大都市自治体としては、中山間地自治体の森林整備事業で生み出された国内産木材を消費品として購入・利用することである。

横浜みどりアップ計画 実績・事業費一覧(第1期～第3期)

■ 第1期(2009(H21)～2013(H25)) 5か年の実績・事業費一覧

別紙1

上段：事業費、下段：うちみどり税

(単位：百万円)

事業・取組/取組内容	5か年実績/目標	事業費						
		2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	累計	5か年 事業費
(1) 樹林地を守る		4,810	6,413	7,972	11,579	10,514	41,228	47,388
継続保有の促進		372	883	1,498	2,100	1,516	6,368	7,273
1 緑地保全制度等の拡充	・緑地保全制度等の拡充：制度運用	—	—	—	—	—	—	—
2 篤志の奨励制度	・制度運用	—	—	—	—	—	—	—
維持管理推進		331	356	398	501	603	2,188	2,645
3 緑地再生等管理事業		178	237	266	359	465	1,505	1,859
・対象面積：市民の森767.5ha、樹林地維持管理助成398件/1,299ha		320	336	374	471	582	2,083	2,555
・危険斜面整備：28/5か所		168	218	243	330	445	1,405	1,774
4 市民協働による緑地維持管理事業		9	12	13	20	14	67	36
・保全管理計画策定：17か所/推進		7	11	12	19	13	62	31
5 森づくりリーダー等育成事業		2	3	3	2	3	13	13
・森づくりボランティア：201/250人		2	3	3	2	3	13	13
・森づくりリーダー：61/25人								
・はまレンジャー：62/25人								
6 樹林地管理団体活動助成事業		0.2	6	8	7	5	25	41
・愛後団体支援：150/延べ250団体		0.2	6	8	7	5	25	41
・森づくりボランティア支援：172/延べ195団体								
利活用促進		27	60	105	86	93	370	663
7 森お楽しみづくり事業		25	39	46	48	48	206	280
・景観の森・生き物の森：22.3/25ha		19	27	34	37	36	153	194
・森の中のプレイパーク：36/5か所								
・森の収穫物体験：55/延べ20回								
・里山ライフ体験：33/延べ20回								
・健康の森：75/90回								
・自然・生き物情報発信：16地域/推進		19	27	34	37	36	153	194
・間伐材活用クラフト作成：54回/推進								
・森の恵み塾：314回/3拠点で実施								
8 みどりの夢かなえます事業		0.5	5	4	7	5	22	36
・提案実施の支援：19/15件		0.5	5	4	7	5	22	36
9 間伐材資源循環事業		7	8	9	5	7	36	55
・チップ化作業支援：144回/推進		6	7	8	4	6	31	50
・チップ化安全研修：8回/推進								
・間伐材活用製品の作成、木質バイオマス利活用調査/推進								
10 愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業		0.6	14	19	14	10	57	120
・活動拠点整備：整備5/5か所		0	0	0	0	0	0	0
11 ウェルカムセンター整備事業		0.4	6	39	23	34	102	258
・ウェルカムセンター整備：5/5か所		0	0	0	0	0	0	0
確実な担保		4,452	5,997	7,470	10,993	9,818	38,730	44,081
12 特別緑地保全地区指定等拡充事業		168	607	1,187	1,693	1,002	4,657	5,134
・樹林地の指定：527.2/1,119ha		4,452	5,997	7,470	10,993	9,818	38,730	44,081
・買取り対応：124.6/151ha(計画面積)		168	607	1,187	1,693	1,002	4,657	5,134
13 よこはま協働の森基金制度の見直し		—	—	—	—	—	—	—
・制度の見直し：制度運用		—	—	—	—	—	—	—
14 国への制度要望		—	—	—	—	—	—	—
・国への制度要望：推進		—	—	—	—	—	—	—
(2) 農地を守る		123	619	563	1,432	1,988	4,724	5,366
継続保有の推進		72	136	190	332	370	1,100	1,148
15 生産緑地制度の活用		3	6	8	77	226	320	750
・生産緑地指定：20,537㎡/制度運用		3	5	7	75	225	315	750
16 農園付公園整備事業		3	5	7	58	127	200	125
・農園付公園整備 事業推進12か所(6.8ha)/35か所、7.5ha		0	0.8	0.6	2	2	5	0
17 特定農業用施設保全事業		0	0	0	0	0	0	0
・特定農業用施設保全契約：140件/制度運用		19	129	173	177	195	693	792
農業振興		13	20	50	47	62	191	221
18 共同直売所の設置支援事業		0.9	9	27	13	22	72	200
・共同直売所設置支援：19/2か所		0	0	0	0	0	0	0
19 収穫体験農園の開設支援事業		13	20	46	42	56	176	221
・収穫体験農園整備：21.0/23ha		13	20	46	42	56	176	221
20 食と農との連携事業		—	—	4	4	7	15	0
・地産地消の連携の取組：20/15件		—	—	4	4	7	15	0
21 施設の省エネルギー化推進事業		6	60	63	72	69	269	221
・省エネ施設整備助成：218/120棟		0	0	0	0	0	0	0
22 生産用機械のリース方式による導入事業		19	40	33	46	42	161	150
・機械の導入補助：100/100件		0	0	0	0	0	0	0

事業・取組／取組内容	5か年実績／目標	事業費						
		2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	累計	5か年 事業費
農地保全		69	114	148	174	186	690	765
		56	78	94	117	128	473	450
23 集团的農地の維持管理奨励事業	・農地保全団体支援：676.3/500ha	10	30	26	28	27	121	125
		0	0	0	0	0	0	0
24 水田保全契約奨励事業	・水田保全：118.8/50ha	27	30	33	34	35	158	75
		27	30	33	34	35	158	75
25 かんがい施設整備事業	・かんがい施設整備：8/7地区	2	6	28	28	31	96	190
		0	0	0	0	0	0	0
26 不法投棄対策事業	・監視警報装置：13地区 ・夜間警備委託：152地区 ・住民パトロール・清掃支援：92地区 /不法投棄監視警報装置：10地区等	20	11	14	12	11	69	81
		20	11	14	12	11	69	81
27 環境配慮型施設整備事業	・農薬飛散防止ネット：24.7/32ha ・牧草による環境対策等：83地区 ・その他施設整備：38件	9	37	46	71	81	245	294
		9	37	46	71	81	245	294
担い手育成		32	36	60	69	65	261	255
		0.03	5	10	16	18	49	69
28 機械作業受託組織育成事業	・受託組織育成：支援3/3地区	0.9	0.4	18	19	14	53	57
		0	0	0	0	0	0	0
29 担い手コーディネーター育成・派遣事業	・市民農園コーディネーター：研修9回、登録16法人 ・援農コーディネーター協定締結：2組織 /延べ10組織	1	0.1	2	3	2	8	39
		0	0	0	0	0	0	0
30 農業後継者・横浜型担い手育成事業	・経営改善支援：251件 ・農業後継者育成：19件 /担い手支援：100件等	30	31	30	31	30	152	89
		0	0	0	0	0	0	0
31 農地貸付促進事業	・長期貸付農地：62.3/70ha	0.03	5	10	16	18	49	69
		0.03	5	10	16	18	49	69
確実な担保		0.02	335	174	935	1,317	2,761	2,805
		0.02	28	29	94	35	187	283
32 市民農園用地取得事業	・市民農園用地取得：事業推進6.8ha、うち用地取得5.6ha/8ha	0.004	334	169	920	1,310	2,733	2,738
		0.004	28	24	79	29	160	217
33 農地流動化促進事業	・新規の農地貸借：37.0/20ha	0.02	0.4	6	15	7	28	67
		0.02	0.4	6	15	6	27	67
34 国への制度要望	・推進	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
(3) 緑をつくる		472	497	595	1,031	1,015	3,610	5,457
		196	209	254	555	600	1,814	2,101
緑化推進		472	497	595	1,031	1,015	3,610	5,457
		196	209	254	555	600	1,814	2,101
35 地域緑のまちづくり事業	・地域緑化計画策定の取組：16/30地区 ・地域緑化の推進：14/18地区	29	36	63	518	414	1,061	1,374
		29	36	63	366	389	882	1,186
36 民有地緑化助成事業	・保育園・幼稚園園庭芝生化：46園 ・区民花壇：18か所 ・生垣設置：77.9m ・屋上・壁面緑化助成：64件 ・名木・古木の保存：新規172本、助成202本 ・人生記念樹等配布：87,054本 /・園庭芝生化：100園等	22	27	24	30	21	124	250
		9	14	13	19	12	67	166
37 公共施設緑化事業	・公共施設の緑化：10.9/10ha	225	198	227	195	260	1,105	1,333
		0	0	0	0	0	0	0
38 公共施設緑化管理事業	・公共施設の植栽地管理：延べ134.8/延べ615ha	39	77	98	109	107	429	1,750
		0	0	0	0	0	0	0
39 いきいき街路樹事業	・街路樹のせん定：61,362本/3年に1回程度	158	159	179	170	200	866	750
		158	159	179	170	200	866	750
40 民有地緑化の誘導等	・推進	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
41 建築物緑化保全契約の締結	・緑化保全契約締結：78.4ha/制度運用	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
42 みどりアップ広報事業	・推進	—	—	4	8	13	25	0
		—	—	0	0	0	0	0
事業費総計		5,405	7,529	9,130	14,042	13,517	49,623	58,211
		639	1,227	1,942	2,987	2,485	9,282	10,522

■ 第2期（2014(H26)－2018(H30)） 5か年の実績・事業費一覧

上段：事業費、下段：うちみどり税

(単位：百万円)

事業・取組／取組内容	5か年実績／目標	事業費						
		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	累計	5か年 事業費
計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む		6,498	7,085	6,992	6,531	5,723	32,829	36,639
		1,118	1,611	1,476	1,554	929	6,689	6,719
事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り		5,878	6,390	6,250	5,741	4,962	29,222	32,494
		677	1,151	913	948	357	4,046	3,556
1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による新規指定：378.4/500ha ・買取り面積：105.6/108ha（想定面積）	5,878	6,390	6,250	5,741	4,962	29,222	32,494
		677	1,151	913	948	357	4,046	3,556
事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり		554	624	672	721	696	3,266	3,745
		412	427	533	575	544	2,492	2,963
2 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	・ガイドライン等を活用した維持管理：723か所/推進 ・保全管理計画の策定：29/25か所	392	431	478	495	528	2,325	2,100
		251	281	340	351	377	1,600	1,323
3 指定された樹林地における維持管理の支援	・樹林地維持管理助成：477/650件	89	76	65	64	51	345	600
		89	76	65	64	51	345	600
4 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	・法面の整備：15(整備)、1(施工中)/10か所	68	114	125	158	113	578	1,000
		68	68	125	158	113	533	1,000
5 間伐材の有効利用	・チップの貸出し：54回/推進	5	3	4	3	4	19	45
		4	2	3	2	3	14	40
事業③ 森を育む人材の育成		12	12	13	10	11	58	69
		12	12	13	10	11	58	69
6 森づくりを担う人材の育成	・研修の実施：64回/推進 ・ニュースレターの発行：19/推進	9	6	6	5	5	31	41
		9	6	6	5	5	31	41
7 森づくり活動団体への支援	・森づくり活動団体への支援：179/延べ100団体	3	6	7	5	7	27	28
		3	6	7	5	6	27	28
事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり		54	59	57	59	54	283	330
		17	21	18	20	17	93	130
8 森の楽しみづくり	・イベント等の実施：560/180回	14	17	16	17	14	78	100
		14	17	16	17	14	78	100
9 森に関する情報発信	・市民の森・ふれあいの樹林ガイドマップ作成：10/推進 ・ウェルカムセンター(5館)の運営：推進	40	42	41	42	40	205	230
		3	3	2	4	3	15	30
計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる		928	820	937	539	1,275	4,498	3,985
		429	148	305	124	1,066	2,071	1,661
事業① 良好な農景観の保全		147	164	186	203	192	891	1,087
		75	83	78	82	77	364	560
10 水田の保全	・水田保全承認面積：117.5/125ha ・水源確保施設整備：9/10か所	49	36	58	67	60	269	343
		35	34	33	33	33	168	183
11 特定農業用施設保全契約の締結	・契約の締結：61件/制度運用	1	1	1	1	1	4	5
		0	0	0	0	0	0	0
12 農景観を良好に維持する活動の支援	・良好に維持されてる農地の面積：660.8/680ha ・田園景観保全水路整備：7/5地区 ・共同利用設備の整備：19/25件	75	96	96	107	104	477	562
		17	17	15	21	18	88	200
13 多様な主体による農地の利用促進	・長期貸付開始農地：68.0/80ha	23	31	31	28	27	140	177
		23	31	30	28	26	138	177
事業② 農とふれあう場づくり		750	613	704	281	1,026	3,374	2,576
		354	65	227	41	989	1,677	1,101
14 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：23.7/25.8ha	739	602	695	270	1,015	3,322	2,514
		354	65	227	41	989	1,677	1,101
15 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	・農体験教室などの実施：442/500回 ・あぐりツアーの開催：20/20回 ・農のある地域づくり協定実施件数：4/4件 ・農体験講座の開催：25/25回	11	11	9	10	11	52	62
		0	0	0	0	0	0	0

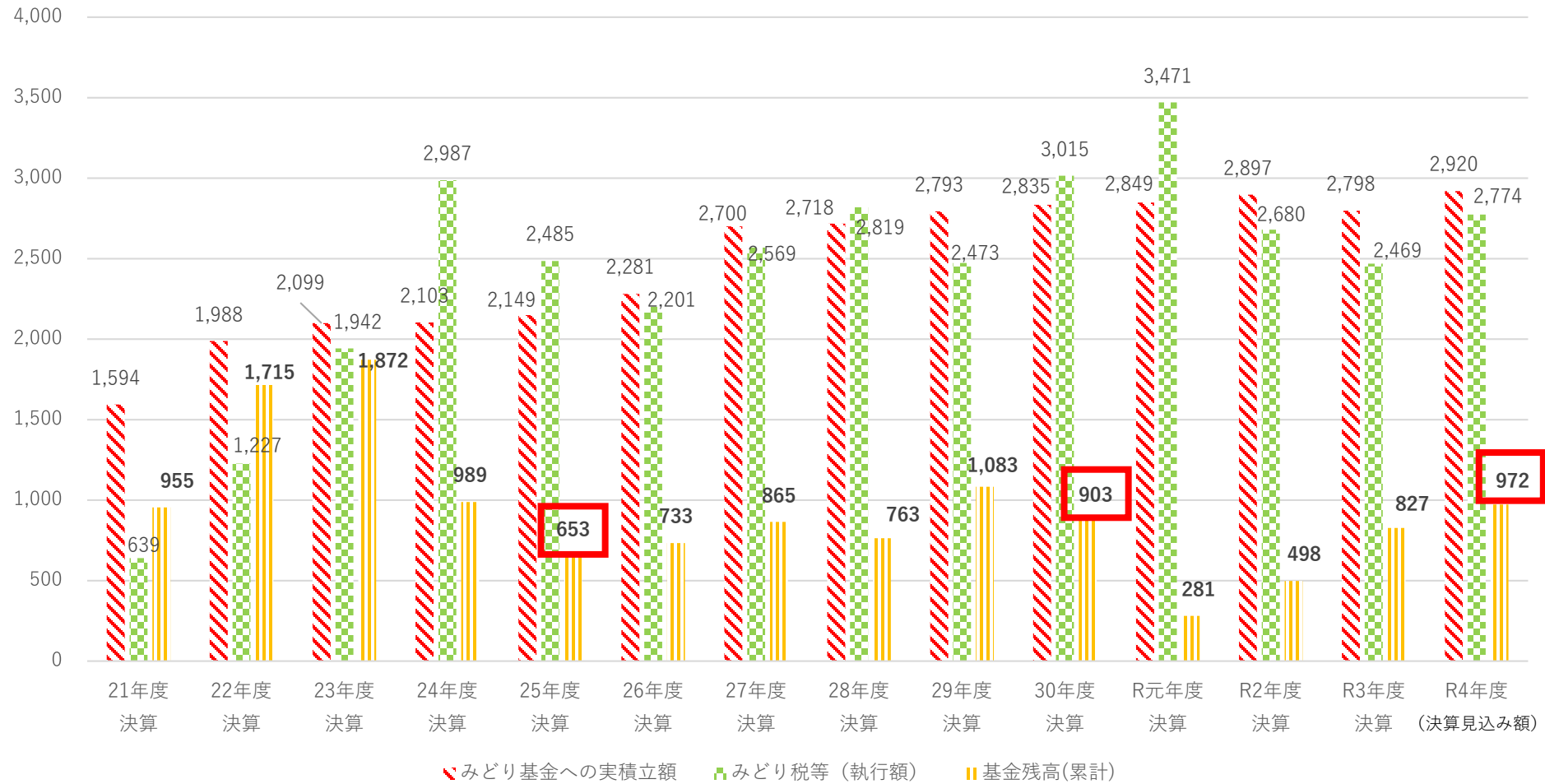
事業・取組／取組内容	5か年実績／目標	事業費						
		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	累計	5か年 事業費
事業③ 身近に感じる地産地消の推進		28	36	34	39	38	176	257
		0	0	0	0	0	0	0
16 地産地消にふれる機会の拡大	・直売所等の支援：53/52件 ・青空市運営支援：20/25件 ・緑化用苗木の生産・配布：133,759/125,000本 ・情報発信・PR活動：推進	28	36	34	39	38	176	257
		0	0	0	0	0	0	0
事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開		3	7	13	16	19	58	65
		0	0	0	0	0	0	0
17 地産地消を広げる人材の育成	・はまふうどコンシェルジュの活動支援：110/100件 ・フォーラムの開催：5/5回	2	3	3	2	3	12	22
		0	0	0	0	0	0	0
18 市民や企業等との連携	・企業等との連携：51/50件 ・ビジネス創出支援：20/25件 ・学校給食での市内産農産物の利用促進：推進	1	4	11	14	16	46	43
		0	0	0	0	0	0	0
計画の柱3 市民が実感できる緑をつくる		1,247	1,454	1,768	1,445	1,659	7,573	7,784
		654	809	1,038	796	1,020	4,317	4,639
事業① 民有地での緑の創出		31	28	25	28	29	141	306
		18	15	12	19	20	86	245
19 民有地における緑化の助成	・緑化の助成：26/65件	2	2	2	4	4	14	148
		0	1	0	4	2	7	123
20 建築物緑化保全契約の締結	・建築物緑化保全契約の締結：18件/制度運用	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
21 名木古木の保存	・新規指定：110本/推進 ・維持管理の助成：299本/推進	19	14	11	14	17	76	109
		16	11	9	11	14	61	100
22 人生記念樹の配布	・人生記念樹の配布：36,965/40,000本	11	12	12	9	8	52	50
		3	4	4	4	4	18	22
事業② 公共施設・公有地での緑の創出		776	691	1,008	899	1,109	4,484	4,465
		283	491	367	342	559	2,042	1,919
23 公共施設・公有地での緑の創出・育成	・緑の創出：100/58か所 ・創出した緑の維持管理：388か件/推進	213	413	286	195	293	1,400	1,370
		0	213	52	0	78	343	150
24 公有地化によるシンボリックな緑の創出	・公有地化によるシンボリックな緑の創出：創出3・事業推進2/5か所	301	1	445	432	531	1,710	1,650
		21	1	38	70	196	326	324
25 いきいきとした街路樹づくり	・いきいきとした街路樹づくり：18区で推進	262	277	277	272	285	1,373	1,445
		262	277	277	272	285	1,373	1,445
事業③ 市民協働による緑のまちづくり		196	151	165	180	172	864	931
		196	151	165	180	172	864	931
26 地域緑のまちづくり	・地域緑化推進事業：47/46地区	196	151	165	180	172	864	931
		196	151	165	180	172	864	931
事業③ 子どもを育む空間での緑の創出		70	64	57	60	55	307	463
		10	9	11	4	3	37	75
27 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	・緑の創出：189/100か所 ・芝生等の維持管理：推進	70	64	57	60	55	307	463
		10	9	11	4	3	37	75
事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出		173	519	513	279	294	1,777	1,620
		146	143	483	251	265	1,288	1,470
28 都心臨海部の緑花による賑わいづくり	・都心臨海部の緑花：24か所/推進 ・緑化の維持管理：37か所/推進	173	519	513	279	294	1,777	1,620
		146	143	483	251	265	1,288	1,470
効果的な広報の展開		16	17	16	15	14	78	80
		0	0	0	0	0	0	0
事業① 市民の理解を広げる広報の展開		16	17	16	15	14	78	80
		0	0	0	0	0	0	0
29 計画の周知や実績報告	・計画の周知や実績報告：推進	16	17	16	15	14	78	80
		0	0	0	0	0	0	0
事業費総計		8,689	9,376	9,712	8,531	8,671	44,978	48,488
		2,200	2,569	2,819	2,473	3,015	13,077	13,019

事業・取組／取組内容	4か年実績／目標	事業費					
		2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	累計	5か年 事業費
計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む		8,154	7,173	6,440	6,085	27,852	36,747
		2,285	1,639	1,500	1,730	7,154	7,181
事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り		7,460	6,339	5,683	5,363	24,845	32,682
		1,767	1,002	944	1,182	4,895	4,084
1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による新規指定：144.8/300ha ・市による買取り：67.0/113ha（想定面積） ・保全した樹林地の整備：312か所/推進	7,460	6,339	5,683	5,363	24,845	32,682
		1,767	1,002	944	1,182	4,895	4,084
事業② 良好な森の育成		621	757	698	657	2,733	3,606
		482	602	534	520	2,138	2,843
2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進	・保安全管理計画の策定：14か所/推進 ・保安全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理：786か所/推進	524	615	577	565	2,281	3,076
		386	460	414	427	1,687	2,313
3 指定した樹林地における維持管理の支援	・維持管理の助成：525/500件	97	142	120	93	452	530
		97	142	120	93	452	530
事業③ 森を育む人材の育成		21	27	14	15	77	130
		20	26	14	15	74	125
4 森づくりを担う人材の育成	・研修の実施：51回/推進 ・体験会の開催：34回/推進 ・広報誌等での森づくり活動に関する情報発信：16/20回	10	16	7	8	41	75
		10	16	7	8	41	75
5 森づくり活動団体への支援	・森づくり活動団体への支援：132/150団体 ・森づくり活動団体への専門家派遣：16/20回 ・チップターの貸出し：36か所/推進	11	11	7	7	36	55
		10	10	7	7	34	50
事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり		53	50	45	50	197	330
		15	10	8	14	47	130
6 森の楽しみづくり	・市内大学や関係団体などと連携したイベントや、区主催による地域の森でのイベントの実施：249/180回	12	7	6	11	36	100
		12	7	6	11	36	100
7 森に関する情報発信	・ウェルカムセンター周辺の緑を活用したイベント等：37/50回	40	43	39	39	161	230
		2	3	2	3	10	30
計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる		563	415	598	343	1,918	4,076
		110	124	109	102	445	1,283
事業① 良好な農景観の保全		212	199	206	203	820	1,194
		73	68	68	59	268	454
8 水田の保全	・水田保全面積：111.9/125ha ・水源・水路の確保：10/10か所	94	80	94	97	364	490
		31	31	32	32	127	190
9 特定農業用施設保全契約の締結	・特定農業用施設保全契約の保全：109件/制度運用	2	1	2	2	7	10
		0	0	0	0	0	0
10 農景観を良好に維持する活動の支援	・集団農地維持：674.0/730ha ・農地縁辺部への植栽：66/55件 ・井戸の改修：10/5地区 ・土砂流出防止対策：13/15件 ・牧草等による環境対策：19.31/20ha ・たい肥化設備等の支援：8/25件	91	96	89	88	364	542
		16	15	15	11	57	111
11 多様な主体による農地の利用促進	・遊休農地の復元支援：1.82/1.5ha	26	22	21	16	85	153
		26	22	21	16	84	153
事業② 農とふれあう場づくり		303	164	340	82	888	2,513
		37	56	41	43	177	829
12 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：17.50/22.80ha	295	150	321	54	820	2,453
		37	56	41	43	177	829
13 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	・横浜ふるさと村、恵みの里等で農体験教室などの実施：321/450回 ・市民農業大学講座の開催：75/100回 ・農体験講座の開催：23/30回	8	14	19	28	69	61
		0	0	0	0	0	0

事業・取組／取組内容	4か年実績／目標	事業費					
		2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	累計	5か年 事業費
事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進		42	47	43	49	181	293
		0	0	0	0	0	0
14 地産地消にふれる機会の拡大	・直売所・青空市等の支援：196/285件 ・緑化用苗木の配布：98,806/125,000本 ・情報発信・PR活動：情報誌などの発行：24/30回	42	47	43	49	181	293
		0	0	0	0	0	0
事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開		7	5	8	9	29	66
		0	0	0	0	0	0
15 地産地消を広げる人材の育成	・はまふうどコンシェルジュの活動支援等：123/150件 ・地産地消ネットワーク交流会の開催：4/5回	2	1	2	3	8	25
		0	0	0	0	0	0
16 市民や企業等との連携	・市民や企業等との連携：56/50件 ・ビジネス創出支援：14/16件 ・学校給食での市内産農畜産物の一斉供給：1,270校/推進 ・料理コンクールの開催：4/5回	5	4	6	6	21	42
		0	0	0	0	0	0
計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる		2,093	1,577	1,504	1,533	6,707	9,320
		1,057	917	860	942	3,776	5,128
事業① まちなかでの緑の創出・育成		1,132	703	660	688	3,182	5,481
		672	541	493	565	2,271	3,481
17 公共施設・公有地での緑の創出・育成	・緑の創出：34/36か所 ・緑の維持管理：204か所/推進	80	91	86	86	344	690
		0	0	0	0	0	0
18 街路樹による良好な景観の創出・育成	・並木の再生：9/10路線 ・空き樹の補植：4,358本/推進 ・良好な維持管理：68,676本/18区で推進	477	502	458	436	1,873	2,910
		477	502	458	436	1,873	2,910
19 シンボリックな緑の創出・育成	・公有地化によるシンボリックな緑の創出・管理：創出・管理 3・8か所/推進 ・公開性のある緑空間の創出支援：6か所/推進	559	91	97	147	894	1,789
		185	25	19	111	341	497
20 建築物緑化保全契約の締結	・建築物緑化保全契約の締結：59件/制度運用	2	1	1	0	4	5
		0	0	0	0	0	0
21 名木古木の保存	・新規指定：67本/推進 ・維持管理の助成：268本/推進	14	17	18	18	67	88
		10	14	16	17	57	74
事業② 市民や企業と連携した緑のまちづくり		99	95	113	103	410	713
		56	43	56	54	210	461
22 地域緑のまちづくり	・地域緑のまちづくり：20/30地区	54	40	53	49	197	446
		54	40	53	49	197	446
23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり	・緑や花を身近に感じる各区の取組：18区で推進 ・地域の花いっぱいにつながる取組：推進	39	46	51	47	183	209
		0	0	0	0	0	0
24 人生記念樹	・人生記念樹の配布：27,022/40,000本	6	8	9	7	30	58
		2	3	3	5	13	15
事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成		62	59	48	48	217	414
		7	3	6	5	22	67
25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	・緑の創出：168/100か所 ・緑の維持管理：467/推進	62	59	48	48	217	414
		7	3	6	5	22	67
事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成		800	721	683	694	2,898	2,712
		322	329	306	317	1,274	1,119
26 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり：58か所/推進	800	721	683	694	2,898	2,712
		322	329	306	317	1,274	1,119
効果的な広報の展開		14	11	17	14	57	80
		0	0	0	0	0	0
事業① 市民の理解を広げる広報の展開		14	11	17	14	57	80
		0	0	0	0	0	0
27 計画の周知や実績報告	・計画の周知や実績報告：推進	14	11	17	14	57	80
		0	0	0	0	0	0
事業費総計		10,824	9,176	8,558	7,975	36,534	50,214
		3,451	2,680	2,469	2,774	11,375	13,592

※2022（令和4）年度の事業費・みどり税充当額は決算見込み額

■ みどり基金の推移



第1期

第2期

第3期

横浜みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧（第3期）

計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

4か年事業費：278億5,200万円
うちみどり税：71億5,400万円

【みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧】

1. 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	みどり税充当額	48億9,500万円
指定地での買取り希望に対して確実に対応することができ、その安心感から、樹林地の指定が進むとともに、樹林地の減少傾向が鈍化した。	新規指定面積：144.8ha 買取り面積：67.0ha 保全した樹林地の整備：312か所	
2. 森の多様な機能に着目した森づくりの推進	みどり税充当額	16億8,700万円
市民の森、まとまった樹林のある公園等で保全管理計画の策定が進み、樹林地の特性に応じた保全管理のあり方について、愛護会等と共通の認識を持ちながら良好な維持管理を進めた。また、良好な森づくりを進めることで、生物多様性の保全をはじめとした、森の多面的な機能を発揮することにつながった。	保全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理 (樹林地) 636か所 (公園) 150か所 保全管理計画の策定 (樹林地) 6か所 (公園) 8か所	
3. 指定した樹林地における維持管理の支援	みどり税充当額	4億5,200万円
緑地保全制度の指定地において、維持管理作業にかかる費用を助成することで、土地所有者の負担感を軽減し、樹林地の保全と指定の拡大に寄与した。	維持管理の助成：525件	
4. 森づくりを担う人材の育成	みどり税充当額	4,100万円
体験会の実施により、森づくりボランティア登録者や団体への入会が増え、森づくり活動が活性化された。	研修の実施：51回 体験会の開催：34回 広報誌等での情報発信：16回	
5. 森づくり活動団体への支援	みどり税充当額	3,400万円
森づくり活動団体を対象に、研修の実施、ガイドブックや市民向け森づくり活動入門書の作成への助成、道具の支援を行うことで、協働による良好な森づくりを進めることができた。	森づくり活動団体への支援：132団体 森づくり活動団体への専門家派遣：16回 チップターの貸出し：36か所	
6. 森の楽しみづくり	みどり税充当額	3,600万円
子どもから大人まで楽しめる幅広いイベントを開催し、多くの市民に森に関わるきっかけを提供した。	イベントの実施：249回	
7. 森に関する情報発信	みどり税充当額	1,000万円
市内5か所あるウェルカムセンターでは、各館の特徴を生かしながら周辺の森に関するイベントや講座を開催するとともに、新規に指定された市民の森のガイドマップを作成し、横浜の森の魅力を発信した。	ウェルカムセンター周辺の緑を活用したイベント等：37回	

※ 事業費、みどり税充当額は4か年の合計（決算見込み額）、百万円未満は四捨五入

計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

4か年事業費：19億1,800万円
うちみどり税：4億4,500万円

【みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧】

8. 水田の保全	みどり税充当額	1億2,700万円
市内の水田面積全体の約9割に対して保全奨励を行い、水田減少量の抑制に効果があった。	水田保全面積：111.9 ha	
9. 農景観を良好に維持する取組の支援	みどり税充当額	5,700万円
農地の保全活動に対する支援や、地域団体が利用するたい肥化設備などへの助成を行うことで、良好な農景観を維持することにつながった。	集団農地維持：674.0 ha 牧草等による環境対策：19.31 ha たい肥化設備等の支援：8件	
10. 多様な主体による農地の利用促進	みどり税充当額	8,400万円
遊休農地の復元を支援することで意欲ある担い手により有効利用され、農景観を保全することができた。	遊休農地の復元支援：1.82 ha	
11. 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	みどり税充当額	1億7,700万円
農園の開設支援や農園付公園の整備が進み、市民が農にふれあい、楽しむ場が多く作られた。	収穫体験農園の開設支援：12.27 ha 農園付公園の整備：0.55 ha	

※ 事業費、みどり税充当額は4か年の合計（決算見込み額）、百万円未満は四捨五入


計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

4か年事業費：67億 700万円
うちみどり税：37億 7,600万円

【みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧】

18. 街路樹による良好な景観の創出・育成	みどり税充当額	18億 7,300万円
地域に愛されている桜並木などの再生や、空いている植栽樹への補植、市民が目にする機会が多い街路樹を計画的にせん定するなど、良好な維持管理を行い、街並みの美観向上に寄与した。	みどり税充当額	18億 7,300万円
19. シンボリックな緑の創出・育成	みどり税充当額	3億 4,100万円
緑の少ない市街地において用地を確保して緑豊かな空間を整備した。また、これまでに整備したところにおいても、地域のシンボリックな緑として質の高い維持管理を進めた。多くの市民の目にふれる公開性のある民有地において、基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、その費用の一部を助成することで、まちなかの緑の創出に寄与した。	みどり税充当額	3億 4,100万円
21. 名木古木の保存	みどり税充当額	5,700万円
名木古木として指定を進め、樹木医による育成状況の確認や維持管理についての助言を行い、都市の美観風致の維持に寄与した。	みどり税充当額	5,700万円
22. 地域緑のまちづくり	みどり税充当額	1億 9,700万円
緑化計画づくりから継続的な活動まで、地域の緑化活動を支援することで、様々な場所でその地域にふさわしい緑や花のまちづくりが進むとともに、緑をテーマとした地域コミュニティ活動が盛んになった。	みどり税充当額	1億 9,700万円
24. 人生記念樹の配布	みどり税充当額	1,300万円
人生の節目の記念に苗木を配布し、民有地緑化の普及・啓発を図った。また、市内産苗木を活用することで地産地消にも取り組んだ。	みどり税充当額	1,300万円
25. 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	みどり税充当額	2,200万円
校庭・園庭の芝生化、ビオトープや花壇、樹木の植栽など、子どもたちが多くの時間を過ごす場所で、施設のニーズに合わせた多様な緑を創出した。	みどり税充当額	2,200万円
26. 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	みどり税充当額	12億 7,400万円
市民が多く訪れる都心臨海部等において、緑や花で空間演出された都市公園や港湾緑地、街路樹による緑のネットワーク形成を進め、街の魅力の形成や賑わいづくりにつなげた。	みどり税充当額	12億 7,400万円

※ 事業費、みどり税充当額は4か年の合計（決算見込み額）、百万円未満は四捨五入



横浜市税制調査会
令和5年8月18日
議題第2号 資料1


財政状況関係

明日をひらく都市 横浜

横浜市中期計画 2022-2025

(抜粋)

City of YOKOHAMA



■背景

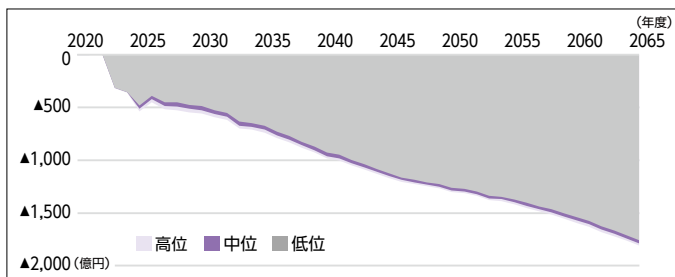
1 これまでの取組

これまで横浜市では、平成15年度から中期的な視点に立った財政運営を行い、平成26年6月施行の「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（以下「財政責任条例」という。）」に基づき、基本計画（中期計画）ごとに、財政目標（第4条）と目標達成に向けた取組（第5条）を、市民・議会の皆様と共有しながら取り組んできました。

令和2年9月には、2065年度までの長期財政推計を初めて公表し、生産年齢人口の減少などによる市税収入の減や、高齢化の進展などに伴う社会保障経費の増が将来財政に与える影響を明らかにしました。

※ 平成15年に「中期財政ビジョン」を策定し、平成18年度までの中期的な財政運営指針などを取りまとめた。

参考1 長期財政推計における一般会計の収支差



【出典】「横浜市の長期財政推計（R4.8更新版）」

参考2 主な指定都市の健全化判断比率の状況（令和2年度決算）

	横浜市	名古屋市	大阪市	京都市	神戸市	川崎市
実質公債費比率	10.5%	7.9%	2.7%	11.4%	4.3%	8.2%
将来負担比率	137.4%	104.4%	5.3%	193.4%	61.6%	122.0%

【出典】横浜市財政局

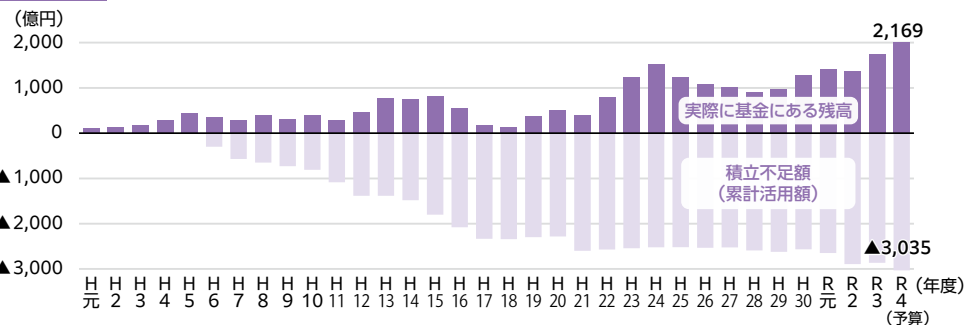
2 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」の策定（令和4年6月）

近年の予算編成では、減債基金の臨時的な活用等により、行政サービスの水準を維持していることや、今後、人口減少と高齢化の進展や公共施設の老朽化等により、収支不足が更に拡大していくことから、本市の財政状況は持続性に欠けた危機的な状態にあります。

こうした厳しい見通しの中で、自然災害や感染症、経済の大きな変動といった危機にあっても、安定した行政サービスを提供し続け、市民生活を守るとともに、子どもたちや将来の市民に対して横浜の豊かな未来をつないでいく必要があります。そこで、“財政を土台”に持続可能な市政が進められるよう、**中長期の財政方針である「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」**を策定しました。

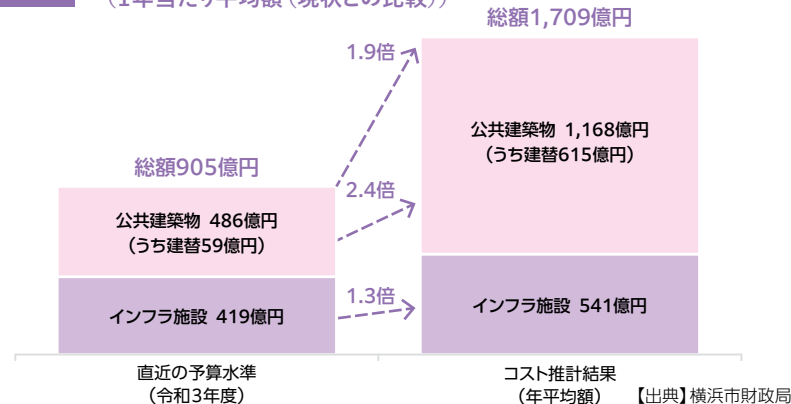
「財政ビジョン」では、**目指すべき「持続的な財政」の姿の実現**に向けて、「債務管理」、「財源確保」、「資産経営」、「予算編成・執行」、「情報発信」、「制度的対応」の6つの柱から成る「財政運営の基本方針」を掲げています。この基本方針に基づく、将来に向けて今から取り組むアクション（債務管理、収支差解消、資産経営、地方税財政制度の充実に向けた課題提起）を踏まえ、「**施策の推進**」と「**財政の健全性の維持**」の両立に向けて、**財政目標を設定し、その目標のための取組を確実に進めていきます。**

参考3 減債基金残高及び積立不足額の推移



減債基金は、将来の市債の償還に備えて積立てを行うものですが、経済事情の変動等により財源が不足する場合に、当年度の市債の償還の財源に充てる目的で、本来より早く取り崩して活用を行っています。本来あるべき積立額に不足する金額は、市債の償還に滞りがないよう、積戻しを行う必要があります。【出典】横浜市財政局

参考4 公共施設の保全更新コストの推計 (1年当たり平均額 (現状との比較))



【出典】横浜市財政局

財政ビジョンの将来アクションで掲げる 中長期のベンチマークや目標

- 債務管理** 「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」について、2040年度末残高を2021年度末残高程度に抑制
- 収支差解消** 2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で予算編成における収支差を解消
- 未利用等土地** 基準時点(2021年度末)における未利用等土地と、基準時点以降に新たに生じる未利用等土地の総面積のうち、2030年度までに30haを適正化、2040年度までに60haを適正化
- 公共建築物** 一般会計で整備・運営する本市保有の公共建築物の施設総量(=総床面積)について、2065年度に基準時点(2021年度末)から少なくとも1割を縮減、2040年度に基準時点以下に縮減(現状より増やさない)

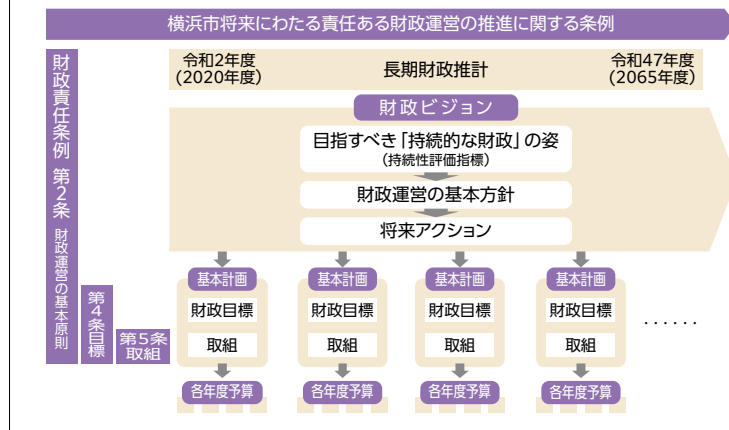
3 今後4年間の取組

■ 「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立を図り、多様化・複雑化する課題に的確に対応していく持続可能な財政運営を進めます。

財政運営1	債務ガバナンスの徹底による中長期的な視点に立った債務管理
財政運営2	戦略的・総合的な取組による財源の安定的・構造的な充実
財政運営3	資産の総合的なマネジメント(ファシリティマネジメント)の推進
財政運営4	歳出ガバナンスの強化による効率的で効果的な予算編成・執行
財政運営5	市民の共感を生み出す情報発信と課題提起

■ 財政運営1から5に掲げた「指標」は、財政責任条例第4条に基づく目標です。また、「主な取組」は第5条に基づく取組です。

参考5 財政責任条例と財政ビジョン、基本計画等の関係



【出典】横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン(R4年)

目標

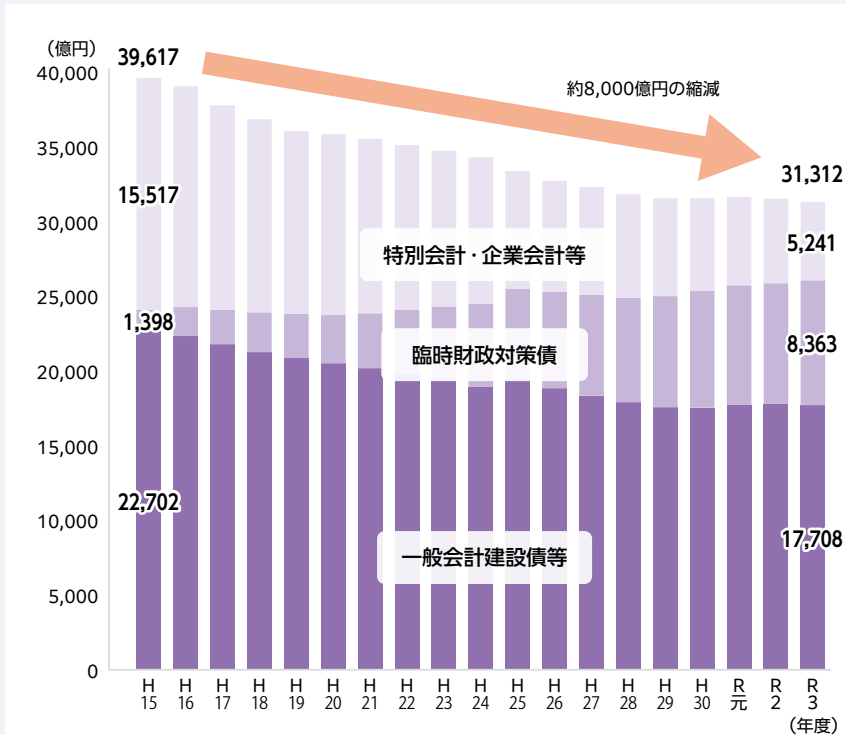
財政ビジョンにおける財政運営の基本方針（債務管理）に基づき、将来の市民負担を抑制しつつ、計画的・戦略的な市債活用を行い、一般会計が対応する借入金残高が適切に管理されています。

指標

一般会計が対応する借入金残高

直近の現状値	目標値
3兆1,312億円	3兆100億円以下

一般会計が対応する借入金残高



【出典】横浜市財政局

現状と課題

- 本市はこれまで、債務については一般会計で「横浜方式のプライマリーバランス」の考え方に基づき、計画的な市債発行と残高管理を進めてきたほか、特別会計等の借入金についても一般会計負担分を明らかにし、市民の税負担等で返済する必要のある「一般会計が対応する借入金残高」を大きく縮減してきました。
- 今後、更に厳しい財政運営が見込まれる中、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、人口減少に対応し、市民一人当たりの負担に着目しながら、中長期の時間軸で借入金残高全体を管理していく必要があります。

財政ビジョンにおける中長期のベンチマーク

「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」について2040年度末（令和22年度末）残高を2021年度末（令和3年度末）残高程度に抑制

- 市債の活用にあたっては、引き続き、安定的な調達及び中長期的な調達コストの抑制に取り組むとともに、市債管理の透明性と債務償還能力に対する信頼を高める必要があります。
- 特別会計^{※1}及び企業会計については、引き続き、経営戦略^{※2}（経営計画・会計運営計画）に基づき、中長期を見据えた経営基盤の強化や財政マネジメントの向上、計画的かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。

※1 特別会計：港湾整備事業費、中央卸売市場費、中央と畜場費、市街地開発事業費、自動車駐留場事業費、新墓園事業費、風力発電事業費

※2 経営戦略：公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

◎ 主な取組

1	計画的・戦略的な市債活用と残高管理	所管局	財政局																																										
<p>● 計画的な市債発行や確実な公債費の償還を通じた、「一般会計が対応する借入金残高」の管理を進めます。 4年間の市債活用計画及び一般会計が対応する借入金残高の推移見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3年度決算</th> <th>4年度予算</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>4か年計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計市債活用額</td> <td>1,494億円</td> <td>1,360億円</td> <td colspan="3">1,300億円程度/年</td> <td>5,300億円程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設地方債</td> <td>908億円</td> <td>965億円</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時財政対策債</td> <td>587億円</td> <td>395億円</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般会計が対応する借入金残高</td> <td>3兆1,312億円</td> <td>3兆1,465億円</td> <td colspan="3">3兆900億円～3兆100億円程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一人当たり残高</td> <td>83万円</td> <td>84万円程度</td> <td colspan="3">82～80万円程度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>必要な公共投資を進めつつ、建設地方債の管理に留意し、臨時財政対策債も含めて計画的に活用していきます。 横浜方式のプライマリーバランス：令和4年度 +206億円、令和5～7年度：+210～+150億円程度</p>					3年度決算	4年度予算	5年度	6年度	7年度	4か年計	一般会計市債活用額	1,494億円	1,360億円	1,300億円程度/年			5,300億円程度	建設地方債	908億円	965億円					臨時財政対策債	587億円	395億円					一般会計が対応する借入金残高	3兆1,312億円	3兆1,465億円	3兆900億円～3兆100億円程度				一人当たり残高	83万円	84万円程度	82～80万円程度			
	3年度決算	4年度予算	5年度	6年度	7年度	4か年計																																							
一般会計市債活用額	1,494億円	1,360億円	1,300億円程度/年			5,300億円程度																																							
建設地方債	908億円	965億円																																											
	臨時財政対策債	587億円	395億円																																										
一般会計が対応する借入金残高	3兆1,312億円	3兆1,465億円	3兆900億円～3兆100億円程度																																										
一人当たり残高	83万円	84万円程度	82～80万円程度																																										

取組指標	一般会計が対応する借入金残高総額	
	直近の現状値	目標値
	3兆1,312億円	3兆100億円以下

2	市場から信頼される市債の安定的かつ円滑な発行	所管局	財政局、全局
<p>● 計画的な市債活用の一環として、市場動向を見据えた市債の調達先の最適化や市場ニーズに合った手法の多様化（ESG債*などの活用）を進め、引き続き、安定的な調達及び中長期的な調達コストの抑制に取り組みます。 ● 市債管理の透明性と債務償還能力に対する信頼を高めるため、市の財政状況や市債の発行・償還状況について、投資家の方々を中心に、広く市民の方々にも理解が促進するよう、「公債管理レポート（仮称）」として情報発信していきます。</p>			

取組指標	①市債発行手法の多様化（ESG債などの発行） ②「公債管理レポート（仮称）」の公表	
	直近の現状値	目標値
①検討 ②検討		①発行 ②公表（令和4年度：試行、令和5年度以降：本公表）

* ESG債とは、環境事業や社会貢献事業を資金使途として発行する債券をいう。

3	計画的・戦略的な投資管理の推進	所管局	財政局、全局
<p>● 一般会計や特別会計、企業会計における大規模な市債活用が必要な投資事業については、事業の計画段階で、一般会計負担や市債の活用額・償還財源、投資による事業効果の見込み等について明らかにするとともに、事業期間中や事業完了後といった時機を捉え検証を行います。 ● 市全体の投資事業を全体最適化する観点から、予算編成に先立ち、全体の投資水準の検討・調整を行い、計画的・戦略的な投資管理を行います。</p>			

取組指標	投資管理の推進	
	直近の現状値	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業評価制度の実施 横浜市経営会議や予算編成の中で投資事業の議論を実施 	投資管理の推進

4	特別会計・企業会計等の更なる健全化の推進	所管局	財政局、経済局、健康福祉局、医療局病院経営本部、環境創造局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局、交通局				
<p>● 特別会計及び企業会計については、引き続き、経営戦略（経営計画・会計運営計画）に基づき、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上、計画的かつ効率的な事業運営に取り組みます。「経営計画」、「会計運営計画」については、債務ガバナンスを更に強化する観点から、4年間の計画に加えて、10年間の収支見通しを盛り込みます。 ● 「社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業」について、これまでの対応を踏まえながら、以下のとおり、計画的に対応していきます。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>南本牧埋立事業</td> <td>◆ 令和4年度末に埋立を完了し、保有土地の売却を進めるとともに、その後の会計の廃止に向けて、新規廃棄物処分場整備に伴う負担（護岸費相当額 平成13年度末：約900億円）と収支不足（約600億円）について一般会計で計画的に負担します。（一般会計負担期間：平成16～令和14年度、令和3年度までの一般会計負担：約850億円）</td> </tr> <tr> <td>（一財）横浜市道路建設事業団</td> <td>◆ （一財）横浜市道路建設事業団の民間借入金等の債務（平成14年度末：約910億円）について、一般会計で計画的に負担します。（計画的処理期間：平成15～令和4年度、令和3年度までの一般会計負担：約888億円）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">*表中の債務額及び収支不足額は、平成15年に公表した「中期財政ビジョン」等において示した額</p>				南本牧埋立事業	◆ 令和4年度末に埋立を完了し、保有土地の売却を進めるとともに、その後の会計の廃止に向けて、新規廃棄物処分場整備に伴う負担（護岸費相当額 平成13年度末：約900億円）と収支不足（約600億円）について一般会計で計画的に負担します。（一般会計負担期間：平成16～令和14年度、令和3年度までの一般会計負担：約850億円）	（一財）横浜市道路建設事業団	◆ （一財）横浜市道路建設事業団の民間借入金等の債務（平成14年度末：約910億円）について、一般会計で計画的に負担します。（計画的処理期間：平成15～令和4年度、令和3年度までの一般会計負担：約888億円）
南本牧埋立事業	◆ 令和4年度末に埋立を完了し、保有土地の売却を進めるとともに、その後の会計の廃止に向けて、新規廃棄物処分場整備に伴う負担（護岸費相当額 平成13年度末：約900億円）と収支不足（約600億円）について一般会計で計画的に負担します。（一般会計負担期間：平成16～令和14年度、令和3年度までの一般会計負担：約850億円）						
（一財）横浜市道路建設事業団	◆ （一財）横浜市道路建設事業団の民間借入金等の債務（平成14年度末：約910億円）について、一般会計で計画的に負担します。（計画的処理期間：平成15～令和4年度、令和3年度までの一般会計負担：約888億円）						

取組指標	①経営計画、会計運営計画 ②社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業等への対応	
	直近の現状値	目標値
①経営計画、会計運営計画の計画期間：4年 ②令和3年度負担額：178億円（埋立事業）、279億円（（一財）横浜市道路建設事業団）		①経営計画、会計運営計画における収支見通しの長期化（10年以上） ②計画的に縮減

目標

戦略的なまちづくりによる将来の税収確保や国・県支出金などの特定財源の積極的な確保など、あらゆる機会を生かした財源確保の取組により、財政基盤の強化が図られています。

行政DXによる納税者の利便性向上と税務行政の効率的で適正な推進により、市税収入の税収増と安定的な確保が図られています。

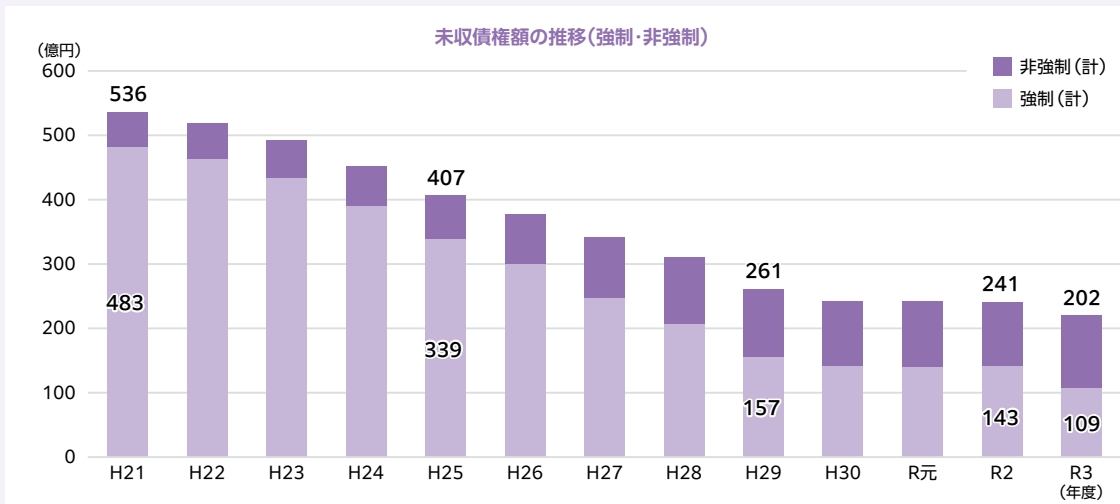
システム構築など全庁的な債権管理の更なる適正化を進め、未収債権額（滞納額）の縮減が図られています。

指標

市税収納率	直近の現状値	目標値
	99.3%	99.4%
未収債権額 (一般会計・特別会計)	直近の現状値	目標値
	202億円	170億円

現状と課題

- 住民情報系システムの標準化の取組として税務システムの再構築を進めており、市税に係る手続のオンライン化など納税者の利便性の向上を図る必要があります。
- デジタル技術の利活用により業務プロセスの見直しや公平かつ公正な賦課徴収の取組を進めていく必要があります。
- 長期的な市税収入の減少が見込まれる中、税務システムの再構築を契機として、より効率的な執行体制を検討し、税務調査を充実させることで税収を確保していく必要があります。
- 未収債権のうち、市税や国民健康保険料等の強制徴収債権については、一定の縮減が図られているものの、一方で非強制徴収債権の中には、縮減が伸び悩んでいるものも多く、債権の状況を踏まえ、適切な改善策を実施する必要があります。
- 現在構築中の財務会計システムの一つの未収債権管理システムを活用し、引き続き債権管理の更なる適正化に取り組む必要があります。
- ふるさと納税による税収への影響額は年々拡大し、看過できない水準にあるため、制度本来の趣旨に沿った見直しがされるよう国に要望を行う必要があります。また、財源確保の観点から、市へのふるさと納税を促進する必要があります。



(左図) 未収債権額の推移(強制・非強制)

*強制徴収債権：市税・国民健康保険料など
 非強制徴収債権：生活保護負担金・母子父子寡婦福祉資金貸付金など
 *未収債権額全体(左図)とは別途管理する債権
 ○産廃最終処分場行政代執行費
 国の同意を得た特別措置法の事業であり、本市としても、債務者への責任追及及び滞納処分を徹底するなど、厳正に対処しています。
 ○東京電力ホールディングス株式会社賠償請求金
 請求年度ごとに、東京電力側の支払いの判断が全て示された段階で、「原子力損害賠償紛争解決センター」にあっせんの申立てを行っています。

◎ 主な取組

1	戦略的なまちづくりによる税財源基盤の強化	所管局	全局
<p>地域特性・地域資源を生かし、さらに規制緩和も活用した戦略的なまちづくりによる税収効果創出、データに基づいた要望行動の充実、保有資産の有効活用、課税自主権の検討など、あらゆる機会を生かし、今後、増大する財政需要に対応できるよう、財源確保策を強力に推進します。</p>			

取組指標	税財源基盤の強化	
	直近の現状値	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> 保有土地売却益の有効活用：40億円(令和4年度) 横浜みどり税：約29億円(個人市民税18億円、法人市民税11億円) ※ 課税年度は令和5年度まで 法人税割超過課税分の収入額：約51億円 	
		既存の取組に加え、税財源基盤の強化に資する財源確保策を推進

2	税務行政における行政DXの推進	所管局	財政局
<ul style="list-style-type: none"> 地方税共通納税システム^{※1}の対象税目の拡大や特別徴収税額通知の電子化などeLTAXやマイナンバー制度の更なる活用により「いつでも」「どこでも」「簡単に」手続きができるよう納税者の利便性の向上を図ります。 令和7年度(令和8年1月)に予定している税務システム再構築を確実に推進し、AI-OCR^{※2}やRPA^{※3}などのデジタル技術の利活用を前提とした新しい業務プロセスを策定し事務効率化に取り組み、賦課から徴収まで一貫して公平かつ適正な賦課徴収事務を進めます。 <p>※1 地方税共通納税システム：地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム「eLTAX」を用い、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができる仕組み ※2 AI-OCR：「人工知能技術を取り入れた光学式文字認識機能」(Artificial Intelligence-Optical Character Recognition の略) ※3 RPA：「ソフトウェアロボットによる業務プロセス自動化」(Robotic Process Automation の略)</p>			

取組指標	税務行政における行政DX	
	直近の現状値	目標値
	<p>eLTAX電子申告利用率 法人市民税：82.3% 償却資産：66.8% 個人市民税(特別徴収)：73.2% 事業所税：36.9%</p>	
		税証明の電子申請の拡充、電子申告や申請手続等の電子化を推進 eLTAX電子申告利用率 法人市民税：90.0% 償却資産：80.0% 個人市民税(特別徴収)：80.0% 事業所税：50.0%

3	市税収入の安定的な確保	所管局	財政局
<ul style="list-style-type: none"> 多様な納付手段の広報など滞納発生の未然防止を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら現年課税分を中心とした早期未納対策を進め、市税収入の安定的な確保を図ります。 税務DXの推進により効率的な執行体制を構築し、税務調査の一層の充実を図ることで税収増に取り組みます。 			

取組指標	市税収納率	
	直近の現状値	目標値
	<p>99.3%</p>	
		99.4%

4	全庁的な債権管理の適正化の推進	所管局	財政局、健康福祉局等
<p>更なる債権管理・回収促進を図るため、非強制徴収債権においては、弁護士を活用したノウハウの提供等に取り組みます。また、令和6年度に予定している「未収債権管理システム」の導入により、全庁的な債権管理・回収促進の適正化を図ります。</p>			

取組指標	未収債権額(一般会計・特別会計)	
	直近の現状値	目標値
	<p>202億円</p>	
		170億円

5	本市へのふるさと納税の推進	所管局	財政局、政策局、関係局
<ul style="list-style-type: none"> より多くの方から、制度を通じて本市を応援していただけるよう、返礼品の拡充、寄附者の利便性の向上、寄附金活用状況の見える化を進めます。あわせて、制度本来の趣旨に沿った見直しができるよう、国に要望を行います。 事業単位で寄附金を募集する、クラウドファンディング型のふるさと納税について、相応しい事業への活用を図ります。 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用を進めます。 			

取組指標	本市へのふるさと納税	
	直近の現状値	目標値
	<p>3.37億円</p>	
		20億円

目標

厳しい財政状況の中であっても、持続可能な市政に向け、創造・転換を図りながら、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費の縮減や財源確保が徹底されています。

データ活用を徹底し、根拠に基づいた事業が行われるとともに、多様な公民連携や民間資金活用、協働の取組により、効率性・効果性の両面から、施策・事業の成果が着実に挙げられています。

指標

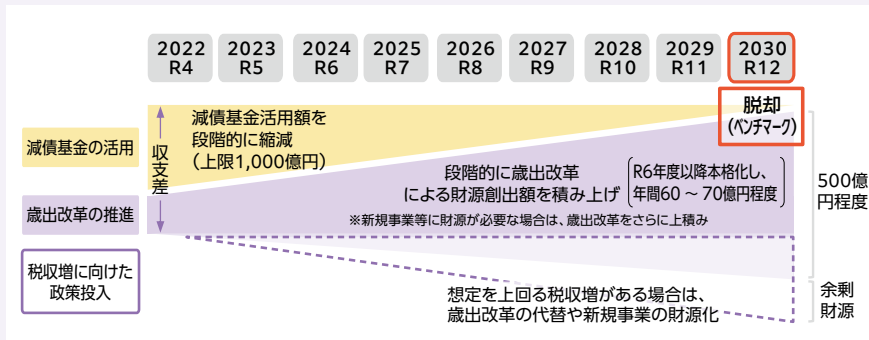
歳出改革や財源確保により収支差を解消

直近の現状値	目標値
▲400億円の収支不足額を解消し、令和4年度予算を編成	財政見通しの収支不足額を解消し、予算を編成

減債基金の臨時的な活用額

直近の現状値	目標値
令和4年度活用額：200億円	令和5～7年度活用上限額：500億円

収支差解消フレームのイメージ



【出典】横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（R4年）

現状と課題

- これまでは厳しい財政状況の中、行政内部経費を中心とした事務事業の見直しや、財源確保を徹底し、中期財政見通しで見込まれた収支不足額を、減債基金等の臨時財源も活用しながら予算編成で解消してきました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業見直し効果額	110億円	111億円	159億円	88億円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
減債基金の臨時的な活用	-	200億円	※ 200億円	200億円

※令和3年度は市税収入見込みの増により、最終的に活用を取りやめ

- 今後、長期財政推計でも明らかになっているように、生産年齢人口の減少に伴い、歳入の中心を占める市税収入の減少が見込まれる中、社会保障経費などの財政需要は増大し、財政の硬直化が一層進みます。
- こうした将来を見据え、データ活用を徹底し、エビデンスに基づく政策形成を実践するとともに、事業・行政運営の効率性追求や市民協働・公民連携の推進など、総合的なアプローチによる効果的・効率的な政策展開・事業執行を図りながら、予算構造を体系化・スリム化し、臨時財源に依存しない財政運営を行うことで、「施策の推進と財政の健全性の維持」の真の両立に取り組む必要があります。

財政ビジョンにおける中長期のベンチマーク

2030年度（令和12年度）までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で予算編成における収支差を解消

◎ 主な取組

1	収支差解消フレームに則った歳出改革の推進 (行政運営2-(2)一部再掲)	所管局	総務局、財政局、 政策局、全区局												
<ul style="list-style-type: none"> 「政策・施策・事業」の体系化や、徹底した事業の「可視化」(一般財源の充当額上位100大事業の現状・課題分析等)とともに、施策・事業評価制度を再構築するなど、より効果的・効率的な事業への新陳代謝を進めます。あわせて、内部経費の見直しや受益と負担の更なる適正化、投資管理、戦略的・総合的な財源充実策の展開など、歳出・歳入の両面から多様な取組を重ね、行政経営プラットフォーム*も活用しながら、持続的かつ最適な行政サービスの提供の実現を目指します。 <small>※行政経営プラットフォーム: 財政情報等のデータを一元的に管理・保有し経営判断に生かす仕組み</small> 財政ビジョンに示した収支差解消フレームに基づき、減債基金の取り崩しによる財源対策を段階的に縮小していきます。 															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5~7年度</th> <th>令和8~11年度</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減債基金の 臨時的な活用</td> <td>200億円</td> <td>500億円程度</td> <td>300億円程度</td> <td>1,000億円</td> </tr> </tbody> </table>							令和4年度	令和5~7年度	令和8~11年度	総額	減債基金の 臨時的な活用	200億円	500億円程度	300億円程度	1,000億円
	令和4年度	令和5~7年度	令和8~11年度	総額											
減債基金の 臨時的な活用	200億円	500億円程度	300億円程度	1,000億円											

取組指標	歳出改革の推進	
	直近の現状値	目標値
	<ul style="list-style-type: none"> 事業見直し効果額88億円、見直し件数1,069件 減債基金の臨時的活用額: 200億円(令和4年度) 	歳出改革により財源を捻出した上で、減債基金を臨時的に活用: 令和5~7年度の活用上限額500億円

2	歳出ガバナンスの強化(行政運営2-(2)一部再掲)	所管局	財政局、政策局、 総務局、全区局		
予算編成においては、成果志向・将来志向・公平性の3つの原則に沿ったガバナンスを徹底するとともに、データ活用、仮説構築・実践・検証・改善のサイクルによる根拠(エビデンス)に基づく政策形成(EBPM)を実践します。					

取組指標	歳出ガバナンスの強化	
	直近の現状値	目標値
	現場主義とトップマネジメントの視点に基づいた予算編成を行い、令和4年度予算における収支不足を解消	データ活用の徹底や3つの原則に沿った予算編成を行い、減債基金の段階的な縮減を図った上で、収支不足を解消

3	財源確保等の徹底	所管局	財政局、総務局、 政策局、全区局		
<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業等の積極活用、保有資産の有効活用等による財源確保、受益者負担の適正化の推進など、あらゆる角度から財源確保に取り組みます。 従来の財源調達手段にとらわれず、社会全体の変化を捉えながら、市民の受益と負担や財源と用途の関係性について新たな考え方や手法を取り入れつつ、財源の多様化・充実に取り組みます。 					

取組指標	財源確保策の徹底	
	直近の現状値	目標値
	保有土地売却益の有効活用: 40億円(令和4年度)、使用料等の見直し: 5億円(令和4年度)	既存制度に基づく財源確保の徹底及び財源の多様化・充実により財源確保の実施

4	公民連携強化による共創やオープンイノベーションの推進 (行政運営2-(2)一部再掲)	所管局	政策局、全区局		
<ul style="list-style-type: none"> 各区局の職員が事業を企画・実施する際に、まずは共創の取組の可能性を検討することで、事業手法の創造と転換につなげ、共創の取組を全庁的に広げていきます。そのために、共創に関する分かりやすい説明や具体的な取組事例の共有により庁内における共創マインドの浸透・定着を図ります。また、「共創推進の指針」を改訂し、地域課題の可視化・発信等による民間との対話の場や機会の拡充と公民連携手法の活用の促進を図ります。 【公民連携手法: 共創フロント、PPP/PFI、広告、ネーミングライツ、PFS、公共空間活用、共創ラボ、リビングラボ等】 SDGsの視点や横浜版地域循環型経済推進を意識し、財源確保につながる新たなソリューションを創発するオープンイノベーションを進めます。 					

取組指標	①民間事業者等と連携した取組数 ②オープンイノベーションによって創発された財源確保につながる新たな事業手法や仕組み(企業版ふるさと納税を活用した横浜型地域循環型経済の推進の仕組み)	
	直近の現状値	目標値
	①609件 (従来型の民間委託や補助金事業等を除く) ②0件	①2,700件(4か年) ②5件



横浜市税制調査会
令和5年8月18日
議題第2号 資料2

行政改革関係



明日をひらく都市 横浜

横浜市中期計画 2022-2025

(抜粋)

City of YOKOHAMA

2 | 計画期間中の収支不足への対応策

(1) 歳出改革の“仕組み”

【これまでの中期計画における計画期間中の収支不足への主な対応例】

- 不断の行財政改革等による経費縮減・財源確保の徹底
 - 行政内部経費や補助金等をはじめ徹底した事務事業見直し
 - 民営化・委託化の推進
 - 外郭団体への財政支援の見直し
 - 国庫補助事業の積極活用
 - 保有資産の有効活用等による財源確保 等
- 多様な公民連携手法・民間資金活用の検討・導入

これらの深化に加え、次の全体的な考えに基づき、収支不足へ対応

- 厳しい財政見通しにあっても、持続可能な市政の確立に向けて、施策の推進と行政サービスの最適化による段階的な財源捻出を両立していくために、「創造・転換」を理念とする歳出改革を進める“仕組み”※を構築

※仕組み①：市役所のガバナンスとマネジメントの強化

仕組み②：「政策－施策－事業」の体系化、評価制度の再構築、予算編成との連動

- この仕組みは、財政ビジョンの「収支差解消フレーム」で明示した「改革のフェーズ展開」に沿って、段階的に強化
- 職員は、歳出改革を自分事化し（「意識改革」）、「DX・データ活用」「公民連携」の視点をもって、市民目線、スピード感、全体最適を重視し、取り組む

(2) 歳出改革の段階的な強化

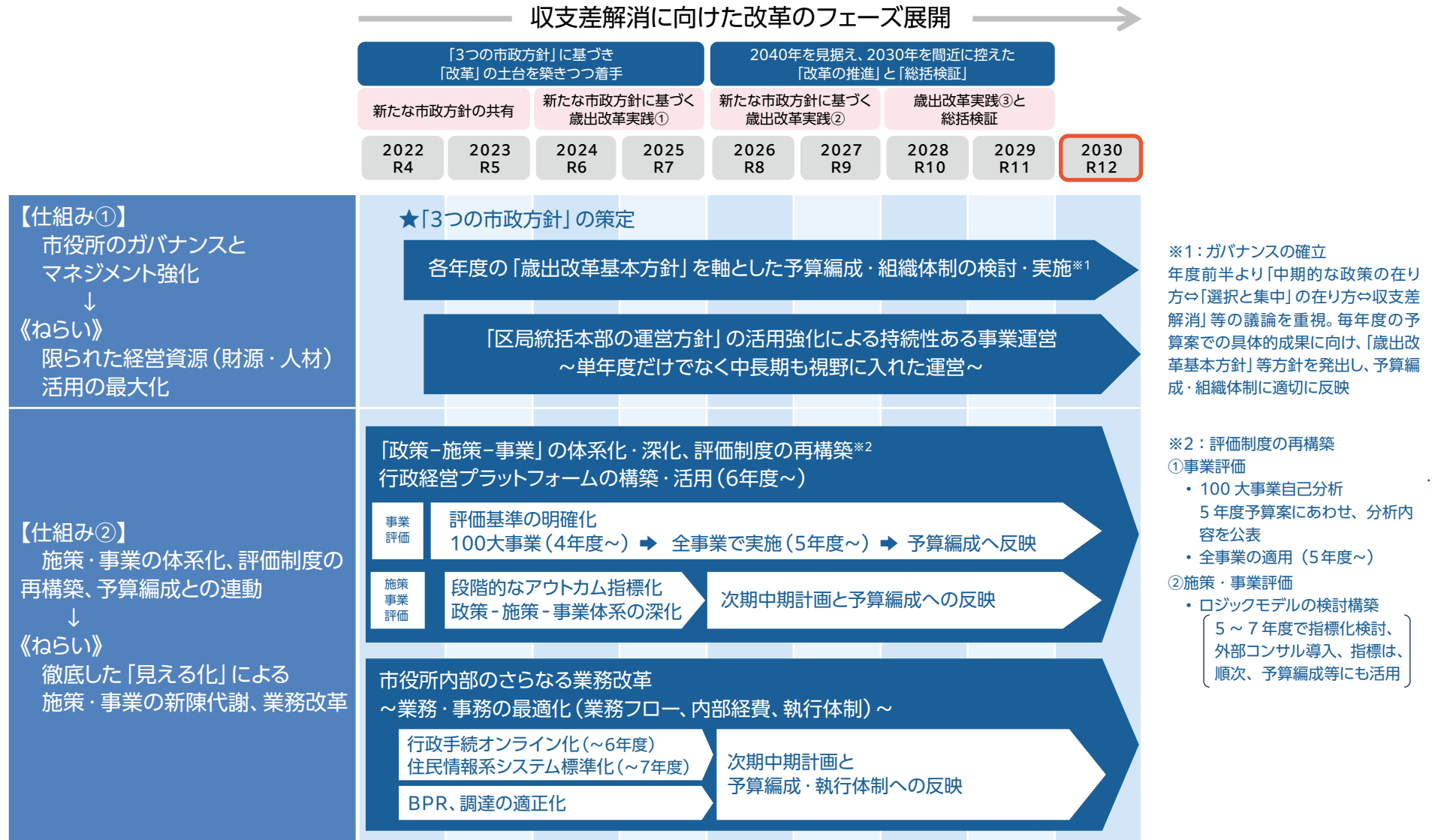
■ 令和4～5年度：「3つの市政方針」の共有、歳出改革の“仕組み”の構築と実践

- 今後の10年程度の行政運営の考え方をまとめた「行政運営の基本方針」を4年度中に策定
→ 財政ビジョン・中期計画と合わせた、「3つの市政方針」が持続可能な市政の土台
 - 5年度予算編成開始時には、当該年度の歳出改革の方向性を示す「令和5年度予算編成における歳出改革基本方針」を新たに公表
 - 施策・事業の「選択と集中」による予算構造のスリム化のため、「政策－施策－事業」を体系化し、「評価制度」を再構築（事業評価の再構築と施策・事業評価の構築）
 - マネジメントサイクル※を確立し、歳出改革を始動。データに基づくPDCAサイクルの基盤として、「行政経営プラットフォーム」を6年度予算編成から活用
- ※「予算編成や中期計画への反映」→「執行・決算」→「『政策－施策－事業』の体系化を踏まえた評価の実施」→「評価結果データ等を予算編成や中期計画へ反映」
- 歳出改革を進める“仕組み”の中心でもある評価制度の再構築や、市内経済の活性化、規制緩和、土地利活用の推進等を通じた税等の戦略的な財源確保などについては、今後順次、専任チームや専門部門を設置し、成果発揮を推進

■ 令和6～7年度、8年度以降：歳出改革の実践

- 4年度からのマネジメントサイクルを深化させながら、庁内政策議論の強化や、施策・事業の新陳代謝につながる徹底した施策・事業の見直しを実施
- また、市役所内部のさらなる業務改革や、戦略的・総合的な財源充実策の展開、計画的な投資管理、受益と負担のさらなる適正化などを推進
- 引き続き、並行してデータを重視した政策形成を実践

(3) 歳出改革の仕組みを踏まえた主な工程



横浜市税制調査会
令和5年8月18日
議題第2号 資料3

行政改革関係

令和5年度予算案について

<資料編（計数資料）>

（抜粋）

この資料は、『令和5年度予算案について』に関する計数及び所管部署連絡先等を掲載したものです。
予算案全体の特徴や考え方は、『令和5年度予算案について』をご覧ください。

令和5年1月
横浜市

2- (3) 行政サービスの最適化に向けた具体的な取組

財源創出

1,235件 232億円

■5年度予算案における、財源創出の全体と歳出・歳入の主な取組内容

5年度予算編成における財源創出(件数・額(市債+一般財源ベース))		件数	財源創出額
合計(①=②+⑤+⑥+⑦)※1		1,235件	232億円
「創造・転換」による財源創出(②=③+④)		269件	24億円
歳出削減の取組(③)	・事業内容や手法・主体の見直し ・補助金、繰出金、上乗せ横出しの見直し	225件	14億円
歳入確保の取組(④)	・社会情勢等に応じた事業の廃止・縮小 ・補助金、広告料収入など積極的な歳入確保	44件	10億円
保有資産の有効活用(⑤)※2		3件	43億円
ふるさと納税(個人版)の推進(⑥)※3		1件	6億円
その他の財源創出(⑦=⑧+⑨+⑩)		962件	159億円
決算等にあわせた見直し(⑧)		911件	48億円
平準化等による抑制(⑨)		43件	31億円
その他の歳入確保(⑩)※2		8件	80億円

参考：事業見直し件数・効果額の推移(過年度の「予算案について」で公表した件数・効果額であり、5年度の整理とは異なります。)

4年度:1,069件・88億円、3年度:1,280件・159億円、2年度:1,045件・111億円
(3年度には、横浜北西線の本市資産の一部売却による財源確保(35億円)を含みます。)

※1 一般財源活用額の上位100事業(以下「100大事業」という。)について26事業で見直しを行い、財源創出額は17億円(上表の内数)です。

※2 保有資産の有効活用には、ふ頭用地売却収入(43億円)、その他の歳入確保には、公益財団法人横浜市建築助成公社の解散・合併に伴う歳入(79億円)を含みます。

※3 ふるさと納税(個人版)の推進については、個々の寄附件数ではなく、全体を1件で整理しています。

2- (3) 行政サービスの最適化に向けた具体的な取組

<主な財源創出の取組>

事業名	財源創出の内容	財源創出額	創造・転換
施策・事務事業の徹底した見直し			
横浜芸術アクション事業	2012年の事業開始以降、次世代育成・市民参加の取組や民間の機運醸成など一定の成果を得たことから、同事業を転換し、集積する文化観光資源をつなぎ合わせるなど、より一層のまちの賑わいの創出に向けた新たな事業を検討	218百万円	★
市庁舎整備基金の廃止	基金の取り崩し ※令和5年第1回市会定例会にて横浜市市庁舎整備基金条例の廃止議案を提案予定	122百万円	
がん検診事業	横浜市医師会と連携し、子宮頸がん検診のうち、医師が必要性を判断し実施する子宮体がん検診を保険診療へ移行	121百万円	★
収納率向上特別対策事業費	口座振替web申請の実施による、市民の利便性の向上と事務効率化	5百万円	★
スタートアップ・イノベーション創出事業	女性起業家成長支援・コミュニティ形成促進事業において、女性起業家の支援ニーズの変化に対応するため、「起業の場所の提供によるハード面の支援」から「相談対応やネットワーク形成などソフト面の支援の充実」へと転換	2百万円	★
市役所内部経費の更なる見直し(民間移管含む)			
市立保育所民間移管事業	市立保育所3園を民間移管	48百万円	★
保育・教育給付事務費	給付事務のオンライン化に伴い審査方法を見直し	6百万円	★
土木積算システム運用事業費	互換性のある製品への転換	4百万円	★

2-（3）行政サービスの最適化に向けた具体的な取組

<主な財源創出の取組>

事業名	財源創出の内容	財源創出額	創造・転換
補助金・特別会計等に対する繰出金の適正化・縮減			
国民健康保険事業費会計繰出金	法定外繰出市費の解消に向けて、繰出金を抑制	400百万円	★
横浜市立大学運営交付金	外部資金の獲得、自主財源の拡大及び歳出改革により、自律的な経営基盤の強化を図り運営交付金を縮減	113百万円	★
横浜臨床研究ネットワーク支援事業	横浜臨床研究ネットワークの運営に対する補助について、臨床研究中核病院の承認に向けた申請まで到達したことで、一定程度体制が整備されたため、事業終了	50百万円	★
外郭団体等への財政支援の適正化			
公益財団法人横浜市建築助成公社の解散・合併	当該公社が解散し、公益財団法人横浜市建築保全公社と合併することに伴う歳入確保を予定	7,850百万円	
積極的な歳入確保策の実施			
横浜保育室事業助成金	横浜保育室から認可保育所等の給付対象施設への移行を推進することで、国・県の負担金を導入し、歳入を確保	131百万円	★
横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業	国が示す条件に対応できる見通しが立ったため、国・県の補助金を導入し、歳入を確保	47百万円	★
障害者グループホームA型設置運営費補助事業等	障害者グループホームについて、横浜市の補助金事業から障害者総合支援法の事業への移行を推進することで、国・県の負担金による歳入を確保するとともに、移行支援補助金を終了	6百万円	★

参考：個々の取組内容や100大事業の自己分析は、本市webに掲載しています。

・個々の取組内容 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/shigoto/gyosei-unei/minaoshi/zaigensousyutsu.html>

・100大事業の自己分析 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/shigoto/gyosei-unei/minaoshi/100daijigyou.html>

2- (3) 行政サービスの最適化に向けた具体的な取組

2 市民ニーズに応える持続的な行政運営の推進

時代の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに最もふさわしい行政サービスを提供していくため、意識改革、市役所内部の更なる業務改革等を推進

取組	内容
意識改革プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政運営の基本方針」に基づき、職員の意識改革の必要性の浸透や、改革実践のためのプロジェクト等を通じ、「意識」「思考」「行動」の変容を図り、職員の意識改革を推進 ・若手職員を対象に、創造・転換に繋がる改革にチャレンジする取組を構築・実践 ・責任職を対象に、民間の好事例等を活用した選抜型プログラムを実施
施策・事業評価制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「施策・事業評価」について、“政策-施策-事業体系図”をもとに、外部の業務支援を取り入れながら、ロジックモデルの作成及び段階的なアウトカム指標化等の推進 ・「事業評価」について、100大事業分析に外部の視点の導入と、全事業での客観的指標に基づく評価の実施 ・評価制度の再構築のため「評価専任チーム」を総務局に設置(5年4月)
市役所内部の更なる業務改革	<ul style="list-style-type: none"> ・BPR※着手、DX等を踏まえた区役所業務等の在り方検討 ※ BPR:業務内容や業務フロー、組織構造などを見直し、再構築すること ・内部経費について、成果連動型民間委託契約方式を活用して適正化を推進 ・DX・公民連携等の視点による事業見直し等を行い、限られた経営資源の中で最大限の効果を発揮できる効率的・効果的な執行体制を構築
公民連携強化による共創の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜PPPプラットフォームを通じた市内企業のPPP/PFI事業への参画促進及び庁内理解の促進 ・企業版ふるさと納税を活用し、共創ラボ、リビングラボによる社会課題解決の取組を加速させ、横浜版地域循環型経済を推進
データを重視した政策形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の更なるデータ利活用を推進するために、「データ・ストラテジー担当」を政策局に設置(5年4月) ・EBPM徹底に向けた事例創出、人材育成等の強化、データ利活用環境の整備を実施 ・オープンデータの取組の推進

問い合わせ先:総務局行政マネジメント課 Tel671-2112